令和７年玉村町議会第３回定例会会議録第１号

令和７年９月１日（月曜日）

議事日程　第１号

令和７年９月１日（月曜日）午前９時開議

日程第　１　諸般の報告
日程第　２　会議録署名議員の指名
日程第　３　会期の決定
日程第　４　閉会中における所管事務調査報告
日程第　５　報告第　３号　令和６年度玉村町土地開発公社決算報告について
日程第　６　報告第　４号　令和６年度公益財団法人玉村町文化振興財団決算報告について
日程第　７　報告第　５号　令和６年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告について
日程第　８　認定第　１号　令和６年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第　９　認定第　２号　令和６年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１０　認定第　３号　令和６年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１１　認定第　４号　令和６年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１２　認定第　５号　令和６年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１３　認定第　６号　令和６年度玉村町水道事業会計決算認定について
日程第１４　認定第　７号　令和６年度玉村町下水道事業会計決算認定について
日程第１５　報告第　６号　令和６年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
日程第１６　報告第　７号　令和６年度決算に基づく資金不足比率の報告について
日程第１７　議案第４４号　令和６年度玉村町水道事業会計剰余金の処分について
日程第１８　議案第４５号　令和６年度玉村町下水道事業会計剰余金の処分について
日程第１９　議案第４６号　職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第２０　議案第４７号　玉村町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第２１　議案第４８号　玉村町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
日程第２２　議案第４９号　玉村町水道事業給水条例及び玉村町下水道条例の一部改正について
日程第２３　議案第５０号　令和７年度玉村町一般会計補正予算（第５号）
日程第２４　議案第５１号　令和７年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第２５　議案第５２号　工事請負契約の締結について
日程第２６　議案第５３号　財産の取得について

日程第２７　意見第　１号　人権擁護委員候補者の推薦について

日程第２８　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１２人）

１番	羽鳥光博君	２番	堀越真由子君
３番	松本幸喜君	４番	笠原則孝君
５番	小林一幸君	６番	月田　均君
７番	備前島久仁子君	８番	三友美惠子君
９番	髙橋茂樹君	１０番	浅見武志君
１２番	新井賢次君	１３番	石内國雄君

欠席議員　なし

説明のため出席した者

町長	石川眞男君	副町長	萩原保宏君
教育長	鈴木寛史君	総務課長	齋藤善彦君
企画課長	関根伸行君	税務課長	貫井利行君
健康福祉課長	岡田寛子君	子ども育成課長	今井理恵子君
住民課長	丸山智志君	環境安全課長	齋藤　博君
経済産業課長	平野敏行君	都市建設課長	原田英樹君
上下水道課長	上村明弘君	会計管理者 兼会計課長	関根聡子君
学校教育課長	青木栄二君	生涯学習課長	畑中哲哉君

事務局職員出席者

議会事務局長	齋藤　恭	局長補佐	萩原　穣
庶務係兼 議事調査係	飯田麻友		

○議長挨拶

◇**議長（石内國雄君）**　着席願います。おはようございます。

令和７年玉村町議会第３回定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、令和７年玉村町議会第３回定例会が招集されましたところ、公私ともにご多用の中ご参集いただきましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

さて、今定例会は、決算議会とも言うべき令和６年度の一般会計や特別会計の歳入歳出決算認定に係る議案等を審議する重要な議会であります。令和６年度予算が、目的どおり適正かつ効率的に執行されたか、慎重な審議がなされることを願うところであります。また、令和７年度補正予算などの重要な議案も後ほど町長から提案されます。議員各位には、住民の負託を受けた議会議員として、あらゆる角度から慎重なる審議を行い、適正にして妥当な審議結果が得られますようお願い申し上げます。

さらに、今定例会には７名の議員から一般質問の通告がなされておりますが、活発な議論が行われるよう期待するところであります。議員並びに町長をはじめ、執行各位には、体調には十分留意され、今定例会に臨んでいただくことをお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

◇

○開会・開議

午前９時開会・開議

◇**議長（石内國雄君）**　ただいまの出席議員は１２名であります。定足数に達しておりますので、これより令和７年玉村町議会第３回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◇

○日程第１　諸般の報告

◇**議長（石内國雄君）**　日程第１、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第１９９条第９項の規定による随時監査の結果、同法第２３５条の２第３項の規定による例月出納検査の結果が報告されております。６月から８月までの監査・検査の報告は、お手元に配付したとおりであります。

◇

○日程第２　会議録署名議員の指名

◇**議長（石内國雄君）**　日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第１２７条の規定により、９番髙橋茂樹議員、１０番浅見武志議員の両名を指名いたします。

◇

○日程第３　会期の決定

◇議長（石内國雄君）　日程第３、会期の決定について。

本定例会の会期につきましては、去る８月２５日に議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

浅見武志議会運営委員長。

〔議会運営委員長　浅見武志君登壇〕

◇議会運営委員長（浅見武志君）　おはようございます。令和７年玉村町議会第３回定例会が開催されるに当たり、去る８月２５日午前９時より役場４階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成しましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から９月１６日までの１６日間とします。

今定例会に町長から提出される議案は、令和６年度決算に関する報告が５件及び認定が７件、並びに条例の一部改正や補正予算に関する議案等が１１件で、計２３議案を予定しております。

概要につきましては、日程１日目の本日は、まず各常任委員長より閉会中における所管事務調査報告を行います。

次に、町長より報告第３号から報告第５号までの３件について、一括報告があります。

次に、認定第１号から認定第７号までの７議案について、一括提案説明があり、監査委員の審査意見報告の後、総括質疑を行い、決算特別委員会を設置し、審査の付託を行います。

次に、報告第６号及び報告第７号の２件について、一括報告及び監査委員の審査意見報告があります。

次に、議案第４４号及び議案第４５号の２議案について、一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、条例の一部改正に関する議案第４６号及び議案第４７号の２議案について、一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

続いて、条例の一部改正に関する議案第４８号及び議案第４９号の２議案について、それぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、補正予算に関する議案第５０号及び議案第５１号の２議案について、一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、工事請負契約の締結に関する議案第５２号について、提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、財産の取得に関する議案第５３号について、提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、意見第１号の人権擁護委員の推薦について、提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

その後、一般質問を行います。質問者は２名です。

日程２日目は、本会議を午前９時に開議、一般質問を行います。質問者は５名です。本会議終了後、

決算特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行います。

日程３日目は、事務整理のため休会とします。

日程４日目は、総務経済常任委員会を開催します。

日程５日目は、民生文教常任委員会を開催します。

日程６日目と７日目は、土曜日、日曜日のため、休会といたします。

日程８日目は、事務整理のため休会とします。

日程９日目は､決算特別委員会が開催され､総務経済常任委員会所管の歳入歳出質疑が行われます。

日程１０日目は、決算特別委員会が開催され、民生文教常任委員会所管の歳入歳出質疑が行われます。

日程１１日目と１２日目は、事務整理のため休会とします。

日程１３日目と１４日目は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

日程１５日目は、祝日のため休会といたします。

日程１６日目は、最終日となります。午前１１時より議会運営委員会を開催し、午後１時３０分より全員協議会を開催します。

その後､本議会を午後２時３０分に開議し､決算特別委員会に付託された認定第１号から認定第７号までの７議案の審査結果について委員長の報告があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

続いて、各委員長から開会中の所管事務調査報告及び閉会中の所管事務調査の申出を行い、閉会を予定しております。

以上、申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

◇議長（石内國雄君）　以上で、議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

令和７年玉村町議会第３回定例会の会期は､ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から９月１６日までの１６日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から９月１６日までの１６日間とすることに決定いたしました。

◇

○日程第４　閉会中における所管事務調査報告

◇議長（石内國雄君）　日程第４、閉会中における所管事務調査報告を行います。

初めに、総務経済常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

小林一幸総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長　小林一幸君登壇〕

◇総務経済常任委員長（小林一幸君）　おはようございます。総務経済常任委員会所管事務調査報告を行います。

本委員会の所管事務調査の結果を下記のとおり、会議規則第７７条の規定により報告いたします。

１つ訂正をお願いします。出席委員の中に議長の名前が載っておりません。大変申し訳ございませんでした。石内議長も行っておりますので、出席委員は７名になります。

日時です。令和７年７月７日月曜日、７月８日火曜日という形で、視察地としては、大阪市此花区夢洲にあります大阪・関西万博の視察を行ってまいりました。

出席議員といたしましては、議長をはじめ７名、随行者としては、齋藤局長に随行していただきました。

調査経過です。大阪市此花区について、此花区は近年人口約６万５，０００人と横ばいで推移しているが、年齢別人口を見ると、５０歳では約１，１００人、２０歳では約６５０人、ゼロ歳では約４００人となっており、現状のままでは将来著しい人口減少となり、空き家の増加、小学校の再編整備、飲食店をはじめとした商店の採算悪化など、好ましくない影響が予想されております。

此花区は、区民だけでなく民間企業などとの対話を通じて、それぞれが保有する知識やノウハウを活用して此花区に新たな価値を共につくる活動を推進し、「住むなら此花区！」、玉村と同じような形です。「ＳＤＧｓ先進区」と言われるまちを目標に様々な取組を行っております。

２０２５年日本国際博覧会、「万博」は世界中からたくさんの人や物が集まるイベントで、地球規模の様々な課題に取り組むために、世界各地から英知が集まる場所であります。１９７０年にアジアで最初に開催された大阪万博は、日本の高度経済成長をシンボライズする一大イベントとなりました。今回参加した「２０２５大阪・関西万博」においても、今後の日本の未来を占うイベントとなることが期待をされております。

概要です。テーマ、いのち輝く未来社会のデザイン。コンセプトとしては、未来社会の実験場、公式キャラクターはミャクミャクです。開催期間につきましては、４月１３日から１０月１３日の１８４日間開催されます。面積としては約１５５ヘクタール、事業費としては３，１８７億円かかっております。入場料については資料を見ていただければ分かると思います。想定来場者数は２，８２０万人、これが８月１８日現在で１，７００万人入っているということでございます。

パビリオンの数、１５０を超える国・地域・国際機関・企業・団体が出展をされております。具体的には、１５８の国の地域が参加を予定しており、その中には独自パビリオンを設ける国もあれば、ほかの国と共同でパビリオンを運営する国もございます。

パビリオンの種類と特徴といたしまして、独自パビリオン、共用パビリオン、あと内容を設けるパビリオン、それから複数の国が共同で利用するパビリオン、企業パビリオン等がございます。

今回、パビリオンを幾つか見せていただこうということで、事前に予約を試みましたが、ほとんど予約が取れなくて、今回見たのがちょうど第５希望くらいのところの予約が取れたというような形に

なります。１つが「未来の都市」パビリオン、ここはアバターを介してまちを散策したり、未来のテクノロジーに触れたり、まちの住民と会話するなどバーチャル未来の都市を見ることができます。

社会が成熟するにつれて、これまでは存在しなかった様々な社会課題に直面するようになった。こうした課題にどう向き合っていくのか、その答えを出すのは未来に生きる一人一人、地球温暖化にどう向き合うか、政治に無関心のままの自分ってどうなのだろうか、フードロスって何かもやもやしないかなどの課題があるというところでございます。

未来に生きる上で出会うことになる様々な「事象」に触れ、自分はどう生きるか、どうありたいか、それぞれにとって「ちょうどいいな」を考えるコンセプトにされております。

次が、河瀬直美さんの「いのちのあかし」というところで、「毎日が人類史上、はじめての対話」だと。毎日異なるテーマで、その日に初めて会う２人が対話する。来場者全員でそれを目撃するという体感型のパビリオンであります。

人種や文化などの違いから生まれる分断を他者との対応を通じて乗り越え､命を守る未来を目指す。事前募集で選ばれた、これは当日です。選ばれた対話者と来場者の代表が筋書のない即興の問答（対話)を行うというシアター形式で行われるもので､来場者自身が分断の端緒となる心の動きに気づき、新しい学びを得ることができるというパビリオンでございました。

会場内につきましては、とても広いところで、給水スポットというのが整備されております。本当に日陰もなくて、待ち時間も結構長いというようなところで、給水スポットが結構あったのですけれども、そういった中で、来場者と運営スタッフへの熱中症予防対策が不可欠でというところで、給水スポットで冷たい水をマイボトルに給水し、いつでも小まめに水分補給ができるという環境が整えられました。これは「ステハジ（捨て恥）」プロジェクトの一環として取り組まれているもので、「「給水」が新たな日常（未来）へ」、「マイボトルの中身が無くなれば給水する」のメッセージの発信を目的として、来場者と運営スタッフへ熱中症予防とともにプラスチックごみの削減の啓発を目的としております。

もう一つがキャッシュレスの推進ということで、会場内につきましては全て現金は使えません。キャッシュレス決済となっております。キャッシュレス決済は様々な形式がありますが、会場内では、７０種類の決済ブランドの利用が可能となっております。また、現金から４種類のプリペイドカードへのチャージが可能となっており、スマートフォンなどを持っていない人でもキャッシュレス決済が利用できるよう、次社会に向けた経過的な措置が講じられておりました。

大阪・関西万博では、全面的なキャッシュレスを導入して、多様なキャッシュレス決済に対応することにより、来場者がより快適に会場内での支払いができる環境が整えられておりました。万博のコンセプトでもある「未来社会の実験場」として、今後、日本のキャッシュレス化を加速させていくものと思われます。

会場内来場者向けパーソナルモビリティー、近い将来に予想される歩行者とパーソナルモビリティ

ーが共存する歩車混合交通システムを実証することを目的として、パーソナルモビリティーが導入されていて、未来のモビリティーを試乗体験することができました。実際に委員の中でも２名試乗して、会場内を回りました。これは当日借りるのでちょっと時間はかかったのですけれども、一応無料でということで借りました。

パーソナルモビリティーは、電動の車椅子ではなく、低速で移動する１人用の乗り物で、今後、車に代わる新たな移動手段として普及していくものと思われました。

考察です。今回、大阪府大阪市此花区夢洲において大阪・関西万博を現地視察させていただきました。委員からは、会場が広く移動に時間かかる。給水ポイントはあるが、来場者数に見合っておらず列になっている。パビリオンはほとんど事前予約で、なかなか予約が取れない。会場に入場するときやパビリオンに入場するまでに２時間以上並んでいるときもあり、必ずしも効率的ではない等の厳しい意見もありました。

今回は２日間でパビリオン予約が２か所でき、実際に未来都市をバーチャルで体験したり、対話をテーマにしたパビリオンに参加できたりしたことは大きな成果だと思います。

また、会場内では、暑い中笑顔で対応してくれるボランティアスタッフがいて、親切丁寧な対応に心和むことも多かった。

当委員会としては、給水ポイントの設置、それからキャッシュレス決済の推進、パーソナルモビリティーなどに見られる取組は、単にＳＤＧｓな取組としてだけでなく、地域経済の活性化の一助となるものとして今後取り組んでいくべき社会インフラとしての必要性を強く感じるものとなりました。

以上、お写真も載っていますけれども、１つが給水スポットでお水を給水するところ、あとは正面、パーソナルモビリティーの写真等載っておりますので、ご確認いただければと思います。

以上で終わります。

◇議長（石内國雄君）　以上で、総務経済常任委員長の報告を終了いたします。

次に、民生文教常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

羽鳥光博民生文教常任委員長。

〔民生文教常任委員長　羽鳥光博君登壇〕

◇民生文教常任委員長（羽鳥光博君）　民生文教常任委員会所管事務調査報告をいたします。

富山県の舟橋村に視察に行ってまいりました。テレビ報道等で人口が約２．３倍になったというニュースが流れ、大変な興味を示しておったところ、視察の機会をいただきました。

６月３０日の午後、舟橋村に行ってまいりました。調査事項は、子育て支援の取組、出席委員は議長含め６名でございます。随行者として、議会事務局長に同行していただきました。

対応者は、舟橋村の議長、議会事務局、教育委員会事務局長、以下記載のとおりでございます。

調査経過でございます。舟橋村は、面積が３．４７平方キロメートル、これは玉村町の２５平方キロメートルに比べまして約８分の１でございます。全国に１，７００ある自治体の中で最も小さい自

治体でございまして、平地でございます。この地図にございますように、富山市に隣接しておりまして、富山平野のほぼ中央、富山市と立山町、上市町にそれぞれ隣接し、１級河川、それから村内には２級河川が流れております。水に恵まれておる水田地帯でございます。

この富山市と舟橋村を通る富山地方鉄道に乗っていきますと、有名な宇奈月温泉に参りまして、そこからトロッコ列車に乗りますと､黒四ダムに通じる欅平まで行く非常に風光明媚な地でありました。

恵まれた自然条件と地理的条件に加えまして、特徴といたしまして、平成に入ってから人口増施策を実施してきた結果、人口が倍増するなど、近年では富山市のベッドタウンとして活気あふれる村となっております。

概要を見ていただきたいと思いますけれども、舟橋村は一度も他の市町村との合併等集散や編入等がございませんでした。令和７年の４月１日現在の人口が３，３２６人、玉村町が３万５，４０２人ということになっておりまして、面積は先ほど申し上げましたように、３．４７平方キロメートルと２５平方キロメートルということでございます。舟橋村は玉村町の大体８分の１程度の面積でございます。

財政状況につきましては、一般会計が舟橋村が２１億円、玉村町が１３３億円ということで、舟橋村の予算規模は玉村町の６分の１程度でございます。その下に人口増と将来像のグラフがございますけれども、見ていただきますと、昭和６３年、右のほうです。これが平成元年のときの１，４５３人という人口の数字が小さく右端に出ておりますけれども、これは平成元年のときの数字でございまして、ここから平成７年には人口が３，３２６人ということで約２．３倍に伸びたということで、このグラフの中に書いてございますように、平成元年から宅地造成が開始されまして、富山市のベッドタウンとして急激な伸びを示したということで、その原因を視察等で調査、意見交換等をしてまいりました。

危機的状況にあったのは、このグラフの中から分かりますように、昭和６２年には小学校入学者数が６名となって、どんどん、どんどん人口が減って子供の数も減少してきた危機感もありまして、当時の村長さんが大変なご苦労されたということで、そのことが次のページ以下に書いてございます。

（１）、人口増の要因、これがポイントでございまして、市街化調整区域の除外ということで、昭和４５年、富山高岡広域都市計画に舟橋村が編入され、村内全域が市街化調整区域になりました。計画の見直しにおいて村が除外、市街化区域への組入れは実現してこなかったのですけれども、当時の村長が各地に働きかけて、昭和６３年に村全域を富山高岡広域都市計画区域からの除外が答申され、立山町都市計画区域に組み入れられたということでございます。特に用途指定はないというふうに聞いております。

人口増の影響と将来像を見ていただきたいのですけれども、先ほど申し上げましたように、平成元年が１，４５３人で令和５年が人口が３，３０２人ということで、このような大きな伸びを示しておるところでございます。約２．３倍程度です。

将来像に村の取組として示されておるのが、子育て世帯の減少に対応する持続可能な村への発展を目指して、エイジレス世帯の急激な増加、そしてそれは地域と共に生き残るということを目標として対応してまいりたいという説明を受けました。

ではどのように子育て支援の取組をしていきますかということで示された資料や説明が次の事項にございまして、１つは子育て支援センターぶらんこという仕組みをつくりまして取り組んでおると、このメインの内容にあるのは子育てメイトさくらんぼくらぶというのがあって、団体は子育て親子の居場所づくりに１５年間取り組んできたボランティア団体であって、活動方針には、クラブの活動にはスタッフが１００％の準備をしないで７割から８割の準備で迎えて、残りの不足分は利用者に関わってもらうというふうな参加型のクラブ活動をしていることと、利用者をお客さんで終わらせないということを、方針にしているということでございます。

（２）は園むすびプロジェクトということで、目指す活動として、子育て支援センターぶらんこがこの村にあるからここに住みたいということを思ってもらえるような施策を展開しているということです。もう一つは、村の中に公園がございまして、それがオレンジパークというのですけれども、ここが特色ある公園運営をしておりまして、この公園があるから舟橋村に来たいということを宣伝文句にしていると聞きました。

この村の公園オレンジパークは、けがをしにくくてクレームが起きにくくて管理しやすい公園を目指して、使う人のための公園にしようと、携わる人々が合い言葉で関わっていると。子供主体の公園づくりということで、こども公園部長ということで職名を子供に名づけまして、メンバーを募って、毎月こども公園部長会議を開催して公園づくりを行っておるということで聞きました。

毎月２日には、舟橋村小学生を代表して議員と意見交換を行い議会とつながると、子供たちが企画から資金調達、運営管理までを行う、自分たちでつくる公園を子供たち自身に感じてもらうことで、継続性と公園づくりの発展を試みているということです。絵がございますけれども、何もない公園でして、けがをしにくくて見通しがよくて使いやすくて広々としているということがコンセプトというふうに聞いてきました。

（３）にございますけれども、子育て支援施策といたしましては、これは玉村町の施策と比べまして大差ないというふうにチェックさせていただきました。特徴的な取組の②として、産後ケア事業とか、それから特徴的な取組の③事業として、このような妊婦さんや子育て支援のお母さんたちに対しての保健・医療・介護等の取組をしております。

６番に委員の主な質疑がございまして、質問といたしまして、子育て支援センターぶらんこの使用料を取っていますかということ、これは無料であると。２番目として、玉村町には高等学校と大学があるが、卒業後地元に戻ってこないと、舟橋村はどうですかと。村には高校も大学もない、玉村町と同様に卒業生は村には戻ってこないという回答が返ってまいりました。

３番目として、舟橋村は農業が主体であるかということで、米作りも行い、畑でトマトを栽培して

いる農家もあるが、村外で働いている人も多くて、農業が主体とは言えないと。

最後に、市街化調整区域からの除外による人口増となった農業者の反応はどうであったかと、また人づくりはどうでしたかということをお聞きしましたところ、全村市街化調整区域からの除外（用途指定なし）に当時の村長が８年かけて農業者との合意調整を得て成し遂げたものであって、現在においても特段の問題はないと、人づくりは小さい村であるがゆえに大変重要なことであり、教育熱心な村を心がけていきたいという回答がありました。

考察といたしまして、今回、子育て支援の取組について富山県舟橋村へ視察研修を行った。舟橋村は、富山平野のほぼ中央に位置し、面積は３．４７平方キロメートルと全国で最も小さい北陸唯一の村である自治体である。村内中央には富山地方鉄道が走り、富山市中心部へ約１５分でアクセスすることができ、この恵まれた地理的条件から近年でベッドタウンとして人口・世帯数ともに大幅に増加している。全村が８年の歳月をかけて市街化調整区域からの除外となり、人口増加の誘因を引き起こした。村もこの人口増を手づくりの子育て支援策で迎え入れて、村の活気ある発展につなげていると、大胆な行政施策と教育熱心、きめ細やかな対応が玉村町のこれからの発展にとっても参考になった。

以上で所管事務調査といたします。終わります。

◇議長（石内國雄君）　以上で、民生文教常任委員長の報告を終了いたします。

以上で、閉会中における所管事務調査報告を終了いたします。

◇

○日程第５　報告第３号　令和６年度玉村町土地開発公社決算報告について

○日程第６　報告第４号　令和６年度公益財団法人玉村町文化振興財団決算報告について

○日程第７　報告第５号　令和６年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告について

◇議長（石内國雄君）　日程第５、報告第３号　令和６年度玉村町土地開発公社決算報告についてから日程第７、報告第５号　令和６年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告についてまでの決算報告が提出されました。

これより公社及び、財団に関する３件の決算報告を求めます。

町長。

〔町長　石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君）　おはようございます。令和７年玉村町議会第３回定例会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

さて、今年は太平洋戦争終戦から８０年を迎え、本町でも様々な事業を行いました。７月に玉村小学校で行われたスカイランタンプロジェクトは、本町初のガバメントクラウドファンディングの資金により実施し、賛同者の皆様の平和への思いを形にした１００個のランタンに、子供たちが願いを込めて夜空へスカイランタンを打ち上げました。

また、８月には文化センターにおいて戦没者追悼式を挙行するとともに、「音楽劇ヒロシマ」を上演し、原爆の惨禍や平和の尊さについて、改めて考える貴重な機会を設けることができました。このほか、玉村町遺族会の皆様のご協力により、公立小中学校の児童生徒に戦時中の体験を語っていただく機会をつくり、さらに記憶継承の動画を作成・公開し、多くの方々に平和の大切さを再認識していただけたことを、大変意義深く感じております。

戦争体験者が少なくなってきている現在、日本が経験した悲惨な戦争の記憶を次世代へ引き継ぎ、二度とこのような悲劇を繰り返さないという強い願いを持ち続けることがますます重要となっています。

戦後８０年の節目となる８月は過ぎましたが、この戦争のなかった戦後８０年の歴史を戦後９０年、戦後１００年へと継続させ、平和の尊さと、二度と戦争はしないという思いを次世代へしっかり引き継ぐことは私たちの責務であり、今後とも平和の実現と記憶の継承に向けて力を尽くしてまいりたいと考えています。

さて、本定例会は、本日から９月１６日までの１６日間、令和６年度決算認定を含む２３案件につきまして提案させていただき、ご審議をお願い申し上げるものでございます。各案件の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、慎重にご審議いただき、ご議決、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。

また、一般質問では７人の議員から、町政全般にわたるご質問をいただいておりますが、誠心誠意、論議を尽くしてまいりたいと存じますので、貴重なご意見、ご提言を賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、報告に入らせていただきます。報告第３号　令和６年度玉村町土地開発公社決算報告についてご説明申し上げます。本案は、玉村町土地開発公社理事長より令和７年５月３０日付で、令和６年度玉村町土地開発公社決算書が提出されましたので、地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づき報告するものです。

土地開発公社の業務につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく公有地取得事業及び土地造成事業に伴うものでございます。令和６年度の主な業務は、分譲済みの東部工業団地西地区において企業立地のための支援を行いました。

令和６年度決算は、収益的収支におきましては、受取利息等による収入６万９，４３４円、一般管理費による支出２万３，０５０円となり、差引き４万６，３８４円の利益を計上いたしました。これにより、繰越準備金は９，２６９万１，７７９円となりました。

また、資本的収支はありませんでした。

事業の実績につきましては、別紙事業報告書及び付属明細表のとおりでございます。

次に、報告第４号　令和６年度公益財団法人玉村町文化振興財団決算報告についてご説明申し上げます。公益財団法人玉村町文化振興財団理事長より令和７年４月３０日付で報告書が提出されました

ので、地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づいて報告いたします。

まず、決算の概要につきましては、収入合計額が５，８０９万７，１４３円であり、町への補助金返還分を含む支出合計額も同額となります。

また、補助金について、令和６年度補助事業等実績の報告時に精算を行った結果、補助金確定額を４，７９７万５，９９７円とし、既に交付した５，０００万円から財団の繰越金相当額である２０２万４，００３円の返還を受けました。

令和６年度は、社会経済活動がコロナ禍前同様に回復してきたことから、ポストコロナの時代の利用者ニーズに即した事業を実施することを目的に、積極的に各種事業が行われました。財団の自主事業が８事業、共催事業６事業、住民参加事業２事業、地域協働事業４事業、助成事業２事業の合計２２事業を無事に実施することができました。

なお、事業の実績につきましては、別紙事業報告書及び収支決算書のとおりであります。

次に、報告第５号　令和６年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告についてご説明申し上げます。公益財団法人玉村町農業公社理事長より令和７年４月３０日付で報告書が提出されましたので、地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づき報告いたします。

決算の概要につきましては、収入合計が４，８７２万３，６２０円、支出合計が４，８６３万６，４４５円であり、収支差額は８万７，１７５円の単年度黒字でございます。

公社事業につきましては、群馬県農業公社から農地中間管理事業の窓口業務を受託して、引き続き担い手への農地集積を進めることができました。また、農業機械銀行事業では、作業受託、農業機械の貸出しにより、引き続き農業者のコスト削減の一翼を担うことができました。そして、ＷＣＳ事業におきましては、作付面積は約５６ヘクタールで、県内各地の畜産農家に販売し、農家所得の向上に寄与することができました。

その他の事業の詳細につきましては、別紙事業報告書のとおりでございます。

◇議長（石内國雄君）　以上で日程第５、報告第３号から日程第７、報告第５号までの公社及び財団に関する３件の決算報告を終了いたします。

◇

○日程第　８　認定第１号　令和６年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について

○日程第　９　認定第２号　令和６年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第１０　認定第３号　令和６年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第１１　認定第４号　令和６年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第１２　認定第５号　令和６年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出

決算認定について

○日程第１３　認定第６号　令和６年度玉村町水道事業会計決算認定について

○日程第１４　認定第７号　令和６年度玉村町下水道事業会計決算認定について

◇議長（石内國雄君）　日程第８、認定第１号　令和６年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第１４、認定第７号　令和６年度玉村町下水道事業会計決算認定についてまでの７議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　ご異議なしと認めます。

よって、日程第８、認定第１号から日程第１４、認定第７号までの７議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君）　認定第１号　令和６年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第２３３条第３項の規定によりご説明申し上げます。

まず、決算の概要でございますが、歳入総額１３７億７，１２１万６，２８４円に対し、歳出総額は１３１億１４８万２，５８６円となり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は６億６，９７３万３，６９８円の黒字となりました。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源が１，６３０万円ありましたので、実質収支は６億５，３４３万３，６９８円の黒字となり、さらにここから３億３，０００万円を財政調整基金へ積み立てましたので、残りの３億２，３４３万３，６９８円につきましては、翌年度へ繰り越すこととさせていただきました。

令和６年度決算の大きな特徴といたしましては、その根幹をなす町税収入が国の定額減税等の影響により減収となる一方、各種交付金等につきましては、定額減税等の補填財源として地方特例交付金が増加したことに加え、経済活動の活性化や物価高騰の影響により、地方消費税交付金をはじめとする各種交付金が増加し、交付金全体で１９．０％増となりました。

また、地方交付税につきましても、前年度の税収減等による基準財政収入額の減少に加え、地方交付税の原資となる国税等の増加により４３．０％増となっております。

国庫支出金は、教育・保育給付交付金や児童手当国庫負担金等の増加等により２７．６％増となり、寄附金は、個人版ふるさと納税や企業版ふるさと納税の増加等により、４１．１％増となっています。

繰入金につきましては、財政調整基金の繰入額の減少により２１．４％減となりました。

諸収入は、デジタル基盤改革支援補助金や土地改良施設維持管理適正化事業交付金の増加等により７４．４％増となるほか、町債は、公共施設等適正管理推進事業債や学校教育施設等整備事業債の増

加等により１８．５％増となりました。

次に、歳出では、目的別に見ますと、民生費及び土木費の増加と商工労働費の減少が顕著となっております。性質別では、経常的経費である人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等及び公債費の占める構成比が８３．７％となり、経常的経費の伸び率は１０．４％増となりました。

歳出総額では、定額減税に係る特別給付金事業や低所得者等に対する給付金事業、基幹業務システムの標準化、公共交通再編事業、水道料金の基本料減免に係る繰出金、道路舗装修繕計画推進事業、中学校体育館等空調整備事業及び芝根小学校トイレ改修事業等の実施により、前年度に比べ１０．２％増となっております。

なお、地方債現在高につきましては、前年度末から５億４，１６８万８，０００円減少し、令和６年度末では８５億２，９６１万２，０００円となりました。

また、財政調整基金現在高につきましては、令和５年度の決算剰余金２億８，０００万円と令和６年度中に発生した利子１６０万８，０００円を積み立てる一方、令和６年度の財源不足を補うため４億円の取崩しを行った結果、前年度末から１億１，８３９万２，０００円減少し、令和６年度末では２３億８，４８２万９，０００円となりました。

次に、各種財政指数についてご説明申し上げます。財政力指数は、前年度に比べ０．０１ポイント下降して０．７４となり、公債費負担比率につきましては０．３ポイント下降して８．７％となりました。財政構造の弾力性を示す経常収支比率につきましては、前年度決算において大きく上昇し、懸念材料となっておりましたが、令和６年度決算では、前年度から２．７ポイント改善し、９４．７％となりました。経常収支比率は改善傾向にあるものの、今後も経常的経費が増加していくことが予想されますので、引き続き健全な財政運営に向けて取り組んでまいります。

以上、令和６年度決算におきましては、物価や賃金の上昇等により、経常的経費が大きく増加しましたが、地方交付税をはじめ、国からの各種交付金等も大きく増加したため、単年度収支が黒字となり、経常収支比率も改善いたしました。今後、さらなる経常的経費の増加や少子高齢化、人口減少等の社会的課題に対応するためにも、将来への投資による町税等の財源確保を図るとともに、引き続き財政健全化への取組を堅持し、持続可能な財政基盤の確立に努めていきたいと考えています。

次に、認定第２号　令和６年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。決算の概要につきましては、歳入決算額３３億８，３５９万１，５７２円に対し、歳出決算額は３３億２，２０９万５，４９５円となりました。これにより、実質収支額が６，１４９万６，０７７円となり、翌年度へ繰越しいたしました。

なお、令和５年度の繰越金が６，７８９万５，６７４円であったため、実質収支額から前年度繰越金を差し引いた収支額は６３９万９，５９７円の減額となりました。加入者の減少による国民健康保険税の減額や保健事業費が増加したことなどから減額となりました。

まず、主な収入ですが、国民健康保険税は７億２，３５３万３，５６８円で、加入者が減少したこ

となどにより、前年より２，７４４万円程度減収となりました。現年分の収納率は９７．２７％で前年よりも０．４７ポイント上昇しました。

県支出金は、医療費に係る補助金として、普通交付金が２２億６，６９６万７，０７５円でありました。また、特定健診やジェネリック医薬品の普及推進、エイズ予防など町の取組に対する補助金として、特別交付金が７，０５４万１，０００円でありました。

一般会計からの繰入金については、保険基盤安定、事務費、出産育児一時金など２億２，６２４万９，５７８円が繰り入れられました。

次に、歳出ですが、保険給付費は加入者の減少もあり２２億６，９９０万５，３９２円で、１億３，６６７万１，８６６円の減額となりました。

広域化に伴い、県へ納付する国民健康保険事業費納付金につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分を合わせて９億６，６３５万６，７４７円で、６，２８１万６，７６８円の減額となりました。

保健事業では、被保険者の健康の保持増進のため、生活習慣病などの予防を主眼に、特定健診や人間ドックなどを実施し、特定健診の受診率は昨年度より上昇し、３，９４８万２，８７７円の支出となりました。特定健診に関しましては、慢性疾患の早期発見や重症化予防などの観点から、非常に重要なものと認識しておりますので、引き続き制度の周知徹底や未受診者への受診勧奨を図り、被保険者の健康維持、意識の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

今後も歳入の確保と医療費の適正化をより一層推し進め、安定的な国保の健全運営を図りたいと考えております。

次に、認定第３号　令和６年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。決算の概要につきましては、歳入決算額５億４５８万２，０１４円に対し、歳出決算額は５億１６１万１，７９７円となりました。

まず、歳入の主なものとして、後期高齢者医療保険料は３億８，６７７万２，０４２円で、収納率は９９.６％であります。一般会計からは、特別会計事務費及び保険基盤安定拠出金として９，７４１万４，１８９円を繰り入れました。

次に、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金として保険料納付金３億８，７５５万５４２円と保険基盤安定拠出金８，９６１万７，１８９円であります。

実質収支差額については２９７万２１７円で、翌年度へ繰り越しました。

今後も後期高齢者医療制度についてご理解いただけるようきめ細やかな対応を行い、円滑な制度運営を図ってまいります。

次に、認定第４号　令和６年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。決算の概要につきましては、歳入決算額２９億６，４４０万９，１６９円に対し、歳出決算額は２５億７，７２９万６，４７９円となりました。実質収支額は３億８，７１１万２，６９０円とな

り、同額を翌年度へ繰り越しました。

歳入の主なものですが、第１号被保険者の介護保険料収入が７億４，０９８万４，５５５円であり、前年比約４，７００万円の減収となりました。これは、令和６年度より介護保険料基準額を年額８万円から７万１，８００円に引下げを行ったことが要因と考えられます。滞納繰越分を含めた収納率は９９．５８％となりました。

国・県支出金、支払基金交付金については、全体として増額となっております。

次に、歳出の主なものですが、最も多くを占めているのが保険給付費の２３億６，７６８万８，７３４円であり、前年度より約５，１９９万円増となりました。

また、地域支援事業費については８，９１２万１，７９４円となっています。

第９期介護保険事業計画期の初年度である令和６年度は、介護保険料基準額の引下げに伴い、保険料収入が減少したものの、介護予防・重度化防止施策の推進、適正な介護給付等に努力した結果、想定より支出が抑えられたことにより、予定した基金の取崩しを行わず、黒字決算となりました。

引き続き、介護予防・重度化防止施策の推進、適正な介護給付、介護保険基金の適切な運用により、安定的な制度の維持運営に努めてまいります。

次に、認定第５号　令和６年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。決算の概要につきましては、歳入歳出決算額ともに３４４万４，７５７円となりました。

本事業は、介護保険の要介護認定の結果、要支援１、要支援２と認定された方に対して、地域包括支援センターの保健師等がケアプランを作成するという平成１８年度から始まった事業であり、令和６年度で１９年が経過したところであります。今後も高齢化が進行するに伴い、要支援１、要支援２といった要支援者の認定者の増加も予想されることから、介護予防を重視した適正なケアプランの作成に努めてまいりたいと考えております。

また、平成２７年度の途中から総合事業へ移行したことに伴い、総合事業の対象者への介護予防ケアマネジメントの作成につきましても同様に努めてまいります。

次に、認定第６号　令和６年度玉村町水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。まず、収益的収入及び支出でございます。収入総額は５億６，８００万７，２９９円で、内訳は給水収益等の営業収益が４億５，７５０万１，８３６円、営業外収益が１億１，０５０万５，４６３円でございます。

一方、支出総額は４億７，５６４万８６８円で、内訳は営業費用が４億４，２４４万９，１４５円、企業債利子などの営業外費用が３，２７５万１，８７３円、特別損失が４３万９，８５０円でございます。

次に、資本的収入及び支出でございます。収入総額は１億２，９８６万７，１８０円で、内訳は企業債が１億２，８４０万円、固定資産売却収入が１４６万７，１８０円でございます。

一方、支出総額は２億８，８６３万２，５４４円で、内訳は建設改良費が１億９，０７０万５，８３０円、水道メーター等の固定資産購入費が４２４万６，５１０円、企業債償還金が９，２２２万５，６５９円、国庫補助金仕入れに係る消費税相当額返還金が１４５万４，５４５円でございます。

なお、資本的収入において不足した１億５，８７６万５，３６４円につきましては、当年度分損益勘定留保資金１億２，６７４万７５６円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額１，５７６万２７６円並びに建設改良積立金１，６２６万４，３３２円で補填いたしました。

引き続き、安心安全な水を供給できるよう維持管理に努めるとともに、経費節減等により効率的な事業経営を図ってまいります。

次に、認定第７号　令和６年度玉村町下水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。まず、収益的収入及び支出についてでございます。収入総額は８億３，４９８万１，４９３円で、内訳は下水道使用料等の営業収益が３億５，０８３万４，０１０円、一般会計繰入金等の営業外収益が４億８，４１４万７，４８３円でございます。

一方、支出総額は７億９，２７０万５，０８５円で、内訳は営業費用が６億９，８７９万９５７円、企業債利子などの営業外費用が９，３９１万４，１２８円でございます。

次に、資本的収入及び支出についてでございます。収入総額は５億２，５９０万６００円で、内訳は企業債が３億６，７１０万円、他会計補助金が５，５９８万９，０００円、国からの補助金が８，０６０万円、下水道事業受益者負担金が２，２２１万１，６００円でございます。

一方、支出総額は８億３，２８７万８，７０２円で、内訳は管渠築造工事費等の建設改良費が３億５，４５６万３，４８９円、企業債償還金が４億７，８３１万５，２１３円でございます。

なお、資本的収入において不足した３億６９７万８，１０２円につきましては、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額１，１３７万１，２４５円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額４６５万８，６５０円、当年度分損益勘定留保資金２億５，２８６万８，５９７円、減債積立金２，９１８万８，２６９円及び建設改良積立金８８９万１，３４１円で補填いたしました。

今後も計画的に整備を進め、収入の確保に努めるとともに、効率的な事業運営を図ってまいります。

以上が、令和６年度の一般会計はじめ、各特別会計の歳入歳出決算の概要でございますが、去る７月１０日から８月１日までの間、監査委員さんに審査をしていただき、その審査意見書が提出されておりますので、監査委員さんの意見書を付して議会に提出いたします。

また、決算の詳しい内容につきましては、決算書並びに決算における主要事業と成果等の説明書を御覧いただきたいと思います。ご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君）　提案説明を終了いたします。

◇議長（石内國雄君）　休憩します。１０時２０分に再開します。

午前１０時０６分休憩

午前１０時２０分再開

◇議長（石内國雄君）　再開します。

◇議長（石内國雄君）　認定第１号　令和６年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第７号　令和６年度玉村町下水道事業会計決算認定についてまでは、監査委員の審査意見が付されております。

監査委員の審査意見の朗読を求めます。

総務課長。

〔総務課長　齋藤善彦君登壇〕

◇総務課長（齋藤善彦君）　それでは、令和６年度玉村町一般会計・特別会計・公営企業会計歳入歳出決算及び基金運用状況についての監査委員の審査意見書について朗読させていただきます。

２ページをお開きください。第１、審査の対象、第２、審査の期間、第３、審査の方法、こちらは記載のとおりですので、割愛をさせていただきます。

３ページをお開きください。中頃、第４、審査の結果です。こちらも３ページから１９ページ上段まで記載のとおりですので、割愛させていただきます。

次に、１９ページ中段、第５、審査の意見です。１、総括意見、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算及び財産の取得、管理、処分並びに基金の運用状況については、決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証した結果、その計数は正確であり、予算の執行または事業の経営はおおむね適正かつ効率的に行われていると認められた。

なお、提出された各審査調書に関する審査の結果及び意見は以下のとおりである。

（１）、前年度指摘事項の措置状況。令和６年度に実施した定期監査、随時監査、例月出納検査、財政援助団体等監査、決算審査の際の意見や指摘事項に対し必要な措置が講じられたかどうかについて、提出された令和６年度措置状況調書により確認した結果、適切な措置が講じられているものと認められた。

（２）、主要事業と成果等。令和６年度決算における主要事業と成果等については、提出された説明資料に基づき、各課担当者より説明を求めた結果、実施された主要事業は適切に実施されており、一定の成果を上げていると認められた。

今後とも最小の経費で最大の成果が得られるよう、合理的かつ効果的な事業運営に取り組まれたい。

（３）、委託業務及び工事施工状況、負担金の根拠、財産の管理。契約金額が５０万円以上の委託業務や契約金額が１３０万円以上の工事の施工状況、各種負担金の根拠、財産（土地・建物）の取得、処分や貸付け、借入れの状況等については、提出された令和６年度玉村町歳入歳出決算審査調書に基づき確認した結果、委託業務や工事の契約内容、施工時期及び財産の管理等の状況は適切であると認

められた。

法令外負担金についても、適正な支出であると認められた。今後も負担金額の算出根拠や支出先の団体の活動を把握し、例年どおりの支出ではなく、その必要性を検討されたい。

（４）、補助金及び交付金。各種団体の補助金等による事業の実施状況については、提出された令和６年度決算補助金等実績報告書に基づき確認を行った。

その結果、ほとんどの各種団体等の事業実施状況は良好であり、補助金の必要性、有効性、支出の時期及び額等は適切であると認められたものの、生涯学習課所管の玉村町区体育振興費補助金及び玉村町スポーツ少年団育成補助金について、実績報告時に提出する補助事業等実績報告書に記載されるべき交付決定年月日の不記載や、補助事業収支決算書の年度が前年度のままといった不備と疑われる記載が散見された。報告書が提出された後に、領収書と確認しているとのことであったが、報告書は訂正されていない状況であることなどから、記載内容を確認していないのではないかと疑われても仕方がないと言わざるを得ない。結果として、補助金の返還事案ではなかったが、その補助金の必要性、有効性、支出の時期及び額等は適切であるかを再認識し、適切な事務処理に当たられたい。

（５）、歳入と歳出の確認。歳入については、提出された令和６年度玉村町歳入歳出決算書等に基づき、予算現額、調定額、収入済額、収入未済額、不納欠損額等について確認した結果、適切に処理されていることを確認した。

また、不納欠損処分の状況等については、令和７年６月２７日に随時監査を実施し、不納欠損処分に至るまでの徴収努力並びに事務処理について、適正に実施されていることを確認した。

歳出については、提出された令和６年度玉村町歳入歳出決算書等に基づき、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額等について確認した結果、適切に執行されていることを確認した。

不用額については、主な要因は節内における累計残や予算時の見積額に対する入札等の差金によるものであり、やむを得ないものと認められた。

２、財政分析。実質収支比率８．１％については、前年度６．７％を１．４ポイント上回り、財政力指数０．７４は前年度０．７５を０．０１ポイント下回ったほか、公債費負担比率８．７％については前年度９．０％を０．３ポイント下回り改善が見られた。経常収支比率９４．７％については、前年度に比べ２．７ポイント下回った。経常収支比率については、前年度は一時的な要因により上昇したものの、今回は改善傾向が見られている。

今後も引き続き、健全な財政運営に向けた取組に当たられることを要望する。

３、一般会計。こちらは、前半部分については記載のとおりです。割愛させていただきます。

２１ページの中段を御覧ください。以上、令和６年度一般会計決算については、妥当であると認められる。町は、コロナ禍以前の状況に戻りつつも、エネルギーや原材料、食糧費等の高騰により物価上昇の影響を受ける中、町政運営に日々取り組んでいるところである。少子高齢化や人口減少、デフレ型経済から新たな成長型経済への移行等、町を取り巻く環境も大きく変化している中、町民の暮ら

しと地域経済を守り、町の発展を継続するためにも、引き続き財政健全化への取組を堅持し、持続可能な財政基盤を確立することが重要であると考える。物価高騰など、直面する課題に対して引き続き全力で対応するとともに、今後の玉村町の発展と町民福祉の向上に向けた施策についても、積極的に取り組まれるよう期待する。

４、特別会計です。こちらも各特別会計それぞれ前半部分は記載のとおりですので、割愛させていただきます。

（１）、国民健康保険特別会計。以上、令和６年度国民健康保険特別会計決算については、妥当であると認められる。国民健康保険事業は、社会保険への加入要件の緩和等により、保険加入者数は減少しているものの、医療の高度化に伴い、１人当たりの診療費は増加傾向にある。今後も安定的かつ効率的な国民健康保険事業の運営に取り組まれたい。

（２）、後期高齢者医療特別会計。以上、令和６年度後期高齢者医療特別会計決算については、妥当であると認められる。後期高齢者医療保険の年間平均被保険者数は年々増加しており、令和６年度は前年度に比べ２９６人増加（６．５％増）した。高齢化の進行により、今後も医療費の増加が見込まれることから、適正な保険給付に努め、引き続き安定的な後期高齢者医療保険事業の運営に取り組まれたい。

（３）、介護保険特別会計です。以上、令和６年度介護保険特別会計決算については、妥当であると認められる。高齢社会の進行に伴い、要支援、要介護認定者の増加と、それに伴う介護サービスの需要はより一層高まることが予想される。引き続き、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく自立して生活できるよう、健全な介護保険事業の運営に努められたい。

（４）、介護予防サービス事業特別会計。以上、令和６年度介護予防サービス事業特別会計決算については、妥当であると認められる。引き続き、適切な介護予防サービス事業の運営に取り組まれたい。

次に、５、基金の運用状況等です。公有財産、物品、基金の管理及び運用状況については、財産に関する調書及び公有財産台帳、基金残高表、預貯金残高証明書、出資証券、その他基金の運用状況等に関する資料に基づいて審査した結果、その運用状況を示す書類、計数等は正確であり、妥当であると認められた。引き続き、適切な管理、運営に取り組められたい。

２３ページを御覧ください。令和６年度玉村町水道事業会計決算審査結果及び意見です。１、審査対象から２４ページの７、審査結果までは記載のとおりですので、割愛させていただきます。

８、審査意見です。令和６年度水道事業会計決算については、妥当であると認められる。有収率については９０．１％で、前年度８９．５％に比べ０．６ポイント上昇した。収益の向上と水の安定供給のため、今後もさらなる有収率の向上に努められたい。

水道事業を取り巻く環境は、人口減少に伴い料金収入の減収が見込まれる一方、施設の老朽化に対応するための更新費用の増加等を見込んだ長期的または安定的な料金改定により、計画的かつ慎重に

事業を進めるとともに、玉村町水道事業経営戦略に基づいた取組を着実に行い、引き続き健全経営に努められたい。

２５ページを御覧ください。令和６年度玉村町下水道事業会計決算審査結果及び意見です。１、審査対象から２６ページの７、審査結果までは記載のとおりですので、割愛させていただきます。

８、審査意見です。令和６年度下水道事業会計決算については、妥当であると認められる。下水道事業は、公衆衛生の向上と生活環境の改善及び水質の保全という町民生活を支える重要なライフラインの１つである。一方、下水道整備の普及、促進とともに、人口減少に伴う使用料収入の減収や今後の施設の更新などの課題に直面しつつあり、経営環境は厳しさを増している。

また、下水道使用料及び下水道事業受益者負担金については、強制徴収公債権であるゆえ、税金の滞納処分の例により徴収できる債権であることから、差押え等の強制執行を視野に入れたさらなる滞納整理の取組強化について、しっかりとした目標を立てるなど研究の上、実施されたい。

以上、将来にわたって安定的かつ持続的に下水道事業を継続していけるよう、今後の下水道使用料改定の検討に当たっては、説明責任を果たすべく計画的かつ慎重に進めるとともに、玉村町下水道事業経営戦略に基づいた取組を着実に行い、引き続き健全経営に努められたい。

次の２７ページ以降については、各会計に関する付表となっております。

以上で、監査委員による審査意見書の朗読を終了させていただきます。

◇議長（石内國雄君）　以上で、監査委員の審査意見の朗読を終了いたします。

議員各位に申し上げます。決算審査に先立っての総括質疑は、議会運営に関する基準（先例）の附則１の規定により、予算・決算特別委員会に付託される議案の総括質疑は、款・項の範囲で行うと定められております。したがいまして、総括質疑は款・項の範囲でお願いいたします。

それでは、これより令和６年度の各会計の歳入歳出決算認定に係る総括質疑を議案ごとに行います。

日程第８、認定第１号　令和６年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　ご異議なしと認めます。

以上で、令和６年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

日程第９、認定第２号　令和６年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　ご異議なしと認めます。

以上で、令和６年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

日程第１０、認定第３号　令和６年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　ご異議なしと認めます。

以上で、令和６年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

日程第１１、認定第４号　令和６年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　ご異議なしと認めます。

以上で、令和６年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

日程第１２、認定第５号　令和６年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　ご異議なしと認めます。

以上で、令和６年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

日程第１３、認定第６号　令和６年度玉村町水道事業会計決算認定についてに係る総括質疑を行い

ます。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　ご異議なしと認めます。

以上で、令和６年度玉村町水道事業会計決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

日程第１４、認定第７号　令和６年度玉村町下水道事業会計決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　ご異議なしと認めます。

以上で、令和６年度玉村町下水道事業会計決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

これをもちまして、７会計に係る総括質疑を終了いたします。

◇

○決算特別委員会の設置・選任の件

◇議長（石内國雄君）　お諮りいたします。

日程第８、認定第１号　令和６年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第１４、認定第７号　令和６年度玉村町下水道事業会計決算認定についてまでの７議案につきましては、議会運営に関する基準（先例）第４７条に基づき、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　ご異議なしと認めます。

よって、日程第８、認定第１号から日程第１４、認定第７号までの７議案については、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、玉村町議会委員会条例第６条第４項の規定により、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　ご異議なしと認めます。

よって、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員を決算特別委員会委員に選任することに決しました。

◇

○日程第１５　報告第６号　令和６年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

○日程第１６　報告第７号　令和６年度決算に基づく資金不足比率の報告について

◇**議長（石内國雄君）**　日程第１５、報告第６号　令和６年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び日程第１６、報告第７号　令和６年度決算に基づく資金不足比率の報告についてが提出されました。

これより２件の報告を求めます。

町長。

〔町長　石川眞男君登壇〕

◇**町長（石川眞男君）**　報告第６号　令和６年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の４指標を報告するものでございます。

まず、実質赤字比率につきましては、一般会計において赤字が生じておりませんので、数値は算定されませんでした。

また、連結実質赤字比率についても、各会計いずれも赤字が生じておりませんので、数値は算定されませんでした。

次に、実質公債費比率でありますが、これは過去３年間の平均値で算出するものでございます。令和４年度から令和６年度までの平均値は、前年度と同率の３．１％となりました。国で定めた早期健全化基準は２５．０％となっておりますので、これを下回り、クリアしております。

最後に、将来負担比率でありますが、地方債現在高などの将来負担額を基金などの充当可能財源が上回ったため、前年度と同様、数値は算定されませんでした。

なお、今回報告いたします健全化判断比率につきましては、監査委員さんに審査をいただいておりますので、その審査意見書を付して報告させていただきます。

次に、報告第７号　令和６年度決算に基づく資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により報告するものでございます。

資金不足比率につきましては、水道事業会計、下水道事業会計ともに黒字決算であり、資金不足が生じていないため、いずれの会計も数値は算定されませんでした。この資金不足比率につきましても、監査委員さんに審査をいただいておりますので、その意見書を付して報告させていただきます。

◇議長（石内國雄君）　以上で日程第１５、報告第６号及び日程第１６、報告第７号の２件の報告を終了いたします。

日程第１５、報告第６号　令和６年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び日程第１６、報告第７号　令和６年度決算に基づく資金不足比率の報告についてには監査委員の審査意見が付されております。

監査委員の審査意見の朗読を求めます。

総務課長。

〔総務課長　齋藤善彦君登壇〕

◇総務課長（齋藤善彦君）　それでは、報告第６号、７号のそれぞれの後ろに付されている監査委員の審査意見書を御覧ください。それでは、朗読させていただきます。

初めに、令和６年度財政健全化審査意見書です。１、審査の概要、２、審査期間については記載のとおりですので、割愛させていただきます。

３、審査の結果です。（１）、総合意見。審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

（２）、個別意見。①、実質赤字比率について。令和６年度は実質赤字額がなく、実質赤字比率は算定されず、早期健全化基準の１３．７２％と比較すると、これを下回っており、良好と言える。

②、連結実質赤字比率について。令和６年度は全ての会計が黒字で連結実質赤字額がなく、連結実質赤字比率は算定されず、早期健全化基準の１８．７２％と比較すると、これを下回っており、良好と言える。

③、実質公債費比率について。令和６年度の実質公債費比率は３．１％となり、早期健全化基準の２５．０％と比較すると、これを下回っており、良好と言える。

④、将来負担比率について。令和６年度の将来負担比率は算定されず、早期健全化基準の３５０．０％と比較すると、これを下回っており、良好と言える。

（３）、是正改善を要すべき事項。特に指摘すべき事項はない。

次は、水道事業会計及び下水道事業会計の経営健全化審査意見書となります。こちらも両事業会計とも１、審査の概要、２、審査期間については記載のとおりですので、割愛させていただきます。

それでは、初めに水道事業会計経営健全化審査意見書です。３、審査の結果です。（１）、総合意見。審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

（２）、個別意見。水道事業は、事業の規模４億３０８万６，０００円（前年度４億８，１５６万３，０００円）、流動負債５，５７２万２，０００円（前年度８，３８９万７，０００円）、流動資産９億１，４９６万４，０００円、（前年度８億８，３２１万７，０００円）、剰余額８億５，９２４万２，０００円（前年度７億９，９３２万円）、標準財政規模比１０．６％（前年度９．９％）である。

したがって、資金不足比率は算定されず、経営健全化基準の２０．００％と比較すると、なお良好な状態にあると認められる。

（３）、是正改善を要すべき事項。特に指摘すべき事項はない。

続きまして、下水道事業会計経営健全化審査意見書です。３、審査の結果です。（１）、総合意見。審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

（２）、個別意見。下水道事業は、事業の規模３億２，０９９万５，０００円（前年度３億２，１４３万５，０００円）、流動負債２，７６５万８，０００円（前年度７，５９４万４，０００円）、流動資産１億１，７６９万９，０００円（前年度１億７，７８１万７，０００円）、剰余額９，００４万１，０００円（前年度１億１８７万３，０００円）、標準財政規模比１．１％（前年度１．３％）である。したがって、資金不足比率は算定されず、経営健全化基準の２０．００％と比較すると、なお良好な状態にあると認められる。

（３）、是正改善を要すべき事項。特に指摘すべき事項はない。

以上で、監査委員の審査意見書の朗読を終了させていただきます。

◇議長（石内國雄君）　以上で監査委員の審査意見の朗読を終了いたします。

◇

○日程第１７　議案第４４号　令和６年度玉村町水道事業会計剰余金の処分について

○日程第１８　議案第４５号　令和６年度玉村町下水道事業会計剰余金の処分について

◇議長（石内國雄君）　日程第１７、議案第４４号　令和６年度玉村町水道事業会計剰余金の処分について及び日程第１８、議案第４５号　令和６年度玉村町下水道事業会計剰余金の処分についての２議案を一括議題といたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　ご異議なしと認めます。

よって、日程第１７、議案第４４号及び日程第１８、議案第４５号の２議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君）　議案第４４号　令和６年度玉村町水道事業会計剰余金の処分についてご説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第３２条第２項の規定に基づき、令和６年度水道事業会計決算の結果、発生した利益剰余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。

前年度１年間の営業活動の結果として、損益取引から生じた純利益は７，６１８万６，５３１円でありますが、これは経理上、未処分利益剰余金に位置づけられるものでございます。また、建設改良積立金の取崩しにより生じた１，６２６万４，３３２円を加えますと、未処分利益剰余金の合計額は９，２４５万８６３円でございます。

内容につきましては、別紙の剰余金処分計算書（案）のとおり処分させていただくもので、建設改良積立金として７，６１８万６，５３１円を積み立て、資本金として１，６２６万４，３３２円を組み入れるものでございます。

次に、議案第４５号　令和６年度玉村町下水道事業会計剰余金の処分についてご説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第３２条第２項の規定に基づき、令和６年度下水道事業会計決算の結果、発生した利益剰余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。

前年度１年間の営業活動の結果として、損益取引から生じた純利益は２，３２４万９，０２５円でありますが、これは経理上、未処分利益剰余金に位置づけられるものでございます。また、減債積立金及び建設改良積立金の取崩しにより生じた３，８０７万９，６１０円を加えますと、未処分利益剰余金の合計額は６，１３２万８，６３５円でございます。

内容につきましては、別紙の剰余金処分計算書（案）のとおり処分させていただくもので、企業債償還に充てるための減債積立金として２,３２４万９,０２５円を積み立て、資本金として３,８０７万９，６１０円を組み入れるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君）　以上で２議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第１７、議案第４４号　令和６年度玉村町水道事業会計剰余金の処分について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１８、議案第４５号　令和６年度玉村町下水道事業会計剰余金の処分について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第１９　議案第４６号　職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
○日程第２０　議案第４７号　玉村町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

◇**議長（石内國雄君）**　日程第１９、議案第４６号　職員の育児休業等に関する条例の一部改正について及び日程第２０、議案第４７号　玉村町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての２議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　ご異議なしと認めます。

よって、日程第１９、議案第４６号及び日程第２０、議案第４７号の２議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石川眞男君登壇〕

◇**町長（石川眞男君）**　議案第４６号　職員の育児休業等に関する条例の一部改正及び議案第４７号

玉村町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について一括してご説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、部分休業制度の拡充及び子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を規定するほか、所要の改正を行うものです。

具体的な改正内容につきましては、まず議案第４６号につきまして、現行の部分休業を第１号部分休業とし､取得できる時間帯について､勤務時間の開始または終わりとされていた要件を廃止します。また、第１号部分休業に加え、１年につき７７時間３０分を超えない範囲内で、１時間を単位として取得できる第２号部分休業を新設します。

附則におきまして、令和７年度中の読替えを規定する内容となります。

続きまして、議案第４７号につきまして、妊娠・出産等について申出をした職員に対して、出生時両立支援制度等の周知及び請求等について、意向の確認をするための措置を規定します。また、３歳に満たない子を養育する職員に対して、育児期両立支援制度等の周知及び請求等について、意向の確認をするための措置を規定する内容となります。

なお、施行期日につきましては、議案第４６号及び議案第４７号ともに、令和７年１０月１日から施行となります。

以上、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君）　以上で２議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第１９、議案第４６号　職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第２０、議案第４７号　玉村町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第２１　議案第４８号　玉村町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君）　日程第２１、議案第４８号　玉村町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君）　議案第４８号　玉村町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、子供の養育のため勤務しないことを認める部分休業制度が拡充されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

同法第１９条が適用される地方公務員については、部分休業制度に関し、１年につき条例で定める時間を超えない範囲内で１日の勤務時間の全部または一部について勤務しないことを選択できるようになります。企業職員についても、一般行政職員と同様の対応とするため、玉村町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を一部改正させていただくものでございます。

具体的な改正内容についてですが、第１７条第２項中の部分休業に関する説明のうち、対象となる

子の範囲を小学校就学の始期に達するまでの子に引き上げるとともに、勤務しないこととできる時間の範囲を一般行政職員と同様になるよう規定するなど、必要な改正を行うものでございます。

なお、一部改正条例の施行期日は、令和７年１０月１日でございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君）　提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第２２　議案第４９号　玉村町水道事業給水条例及び玉村町下水道条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君）　日程第２２、議案第４９号　玉村町水道事業給水条例及び玉村町下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君）　議案第４９号　玉村町水道事業給水条例及び玉村町下水道条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、上下水道の宅内配管工事に関し、町の指定を受けた者、いわゆる指定工事店でないと施工することができない原則に対し、例外規定を設けることで、災害等の緊急時に対応できるよう所要の改正を図るものでございます。

能登半島地震の教訓から、災害その他非常時には、地元の給水装置工事事業者及び排水設備工事事業者の確保が困難になることが危惧されます。災害その他非常の場合、町長が必要と認めたときは、他市町村長の指定を受けた事業者であれば工事を行うことができるよう改正するものでございます。これにより被災地におけるライフラインの早期復旧が期待されます。

なお、一定の目的意識の下に複数の条例を改正する場合に当たるため、玉村町水道事業給水条例及び玉村町下水道条例の２つの条例を１つの一部改正条例により改正するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君）　提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――

○日程第２３　議案第５０号　令和７年度玉村町一般会計補正予算（第５号）

○日程第２４　議案第５１号　令和７年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第１号）

◇議長（石内國雄君）　日程第２３、議案第５０号　令和７年度玉村町一般会計補正予算（第５号）及び日程第２４、議案第５１号　令和７年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第１号）の２議案を一括議題といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　ご異議なしと認めます。

よって、日程第２３、議案第５０号及び日程第２４、議案第５１号の２議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君）　議案第５０号　令和７年度玉村町一般会計補正予算（第５号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に１億４，９２２万円を追加し、歳入歳出予算の総額を１３８億３，３１４万５，０００円とするものでございます。

初めに、歳出の主な補正内容でございますが、まず総務費では、現在検討を進めている役場庁舎の増築について、基本計画策定委託料を計上するほか、基幹業務総合システムについては、各種制度改正等に伴うシステム改修費を計上しています。

また、町税過誤納等還付金では、修正申告等による還付金に不足が見込まれるため予算を増額するほか、町議会議員選挙につきましては、立候補者数の増加に対応できるよう、必要な経費を追加するものでございます。

次に、民生費では、介護保険特別会計において、第１０期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、認知症施策推進計画策定に係る事務費繰出金等を計上するほか、重度訪問介護事業では、訪問介護の利用時間増に伴う増額分を、後期高齢者医療広域連合では、令和６年度の精算に伴う療養給付費負担金を計上しております。

また、保育費や児童館、放課後児童クラブにおきましては、老朽化した備品の購入をはじめ、施設等の修繕や安全対策、樹木の剪定、駐車場整備等の経費を計上しております。

次に、衛生費では、予防接種事業において、今年度から定期接種となった帯状疱疹ワクチンの予診票作成に係る経費や、新型コロナウイルスワクチンに係る国返還金を追加するほか、クリーンセンターにおいては、クビアカツヤカミキリの被害により倒木のおそれのある樹木の伐採費用等を計上しております。

次に、農林水産業費では、県の環境負荷低減・資源循環型農業推進モデル事業の認定を受けた事業者に対する補助金を追加するほか、過去の土地改良事業に関する誤謬訂正、ゲリラ豪雨等による冠水対策のための蛭堀排水門遠隔監視システムの設置等となっております。

次に、土木費では、地元区からの要望等に応えるため、道路補修や道路改良、排水路改修、雑草除去等に係る経費を追加するほか、道路事業の進捗を図るための測量委託や用地買収費の追加、烏川大橋大規模改修事業における追加工事発生に伴う負担金や町営住宅における修繕費の追加等となっております。

次に、消防費では、芝根分団詰所整備事業において、ホース乾燥塔を設置する経費を追加するほか、全国瞬時警報システム「Ｊアラート」において、受信機を新型に更新するものでございます。

次に、教育費では、小中学校の施設修繕や支障木の剪定のほか、老朽化した文化センター会議室の

空調設備の更新、クビアカツヤカミキリの被害を受けた総合運動公園の樹木伐採、給食センターにおける調理員の熱中症対策及び調理業務の効率化のための角深皿の導入等となっております。

また、重田家住宅活用事業では、企業版ふるさと納税を活用し、重田家住宅新宅の屋外テラスを整備するほか、カフェウネルマと連携したレンタルサイクル事業を実施してまいります。

以上が歳出の主な補正内容でございます。

次に、歳入でございますが、これらの事業の財源といたしましては、事業実施に伴う国・県支出金や寄附金、繰入金、町債のほか、諸収入及び前年度繰越金等を予定しております。

また、地方債の補正につきましては、先ほど説明しました新型Ｊアラート受信機購入事業に係る地方債の追加及び芝根分団詰所整備事業に係る地方債の変更となっています。

なお、債務負担行為でございますが、令和８年度に予定している海洋センターの長寿命化改修工事において、キュービクルの更新工事を早期に着手する必要があるため、債務負担行為を追加するものでございます。

以上が一般会計補正予算の主な内容でございます。

次に、議案第５１号　令和７年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に５，６９９万１，０００円を追加し、歳入歳出の総額を２７億７，９２３万４，０００円とするものでございます。

主な補正内容ですが、まず歳入では、前年度繰越金から令和６年度精算に伴う国庫負担金等の返還金を計上するものでございます。また、令和７年度保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金の交付額の変更に伴う増額分及び一般会計繰入金の増額分を計上するものでございます。

次に歳出では、国庫負担金等の令和６年度精算に伴う返還金として５，４００万７，０００円及び令和８年度に策定する第１０期玉村町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施設推進計画に早期に着手するための令和７年度業務委託料として２９８万４，０００円を用意するものでございます。

なお、債務負担行為につきましては、早期に着手する第１０期玉村町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定の令和８年度分業務委託料として３２８万１，０００円を限度に追加するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君）　以上で２議案に係る提案説明を終了いたします。

◇議長（石内國雄君）　休憩します。１１時２５分に再開します。

午前１１時１６分休憩

午前１１時２５分再開

◇議長（石内國雄君）　再開します。

◇議長（石内國雄君）　日程第２３、議案第５０号　令和７年度玉村町一般会計補正予算（第５号）、これより本案に対する質疑を求めます。

１２番新井賢次議員。

〔１２番　新井賢次君発言〕

◇１２番（新井賢次君）　１９ページ、役場庁舎増築事業について伺います。

基本計画作成委託料とありますが、具体的にこの委託の内容はどこまで含むのかということと、この業者の選定方法はどういう形でやるのかということ、それから３つ目が予算額として３３０万円計上してありますが、これの算出根拠、基準について伺います。

◇議長（石内國雄君）　総務課長。

〔総務課長　齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君）　それでは、お答えをいたします。

こちらの増築に対する基本計画の作成ということですけれども、こちらにつきましては、まず前提条件の整理、敷地条件の整理や確認、また電気、給排水、裏に地震計等もありますので、その辺を動かしたりして大丈夫かどうかの確認ですとか、あと各法、建築基準法ですとか消防法ですとか、その辺の再度確認と、また既存の庁舎が現状で建築基準法ですとか消防法ですとか、その辺に合致をしているのかどうかという改めての基本的な確認と、あとどのくらいを広げたらいいのかですとか、また何階までするのか。また、決定ではないですけれども、増やした部分のゾーニング、どのような配置にしたらいいのかとか、あと増築をするのですけれども、庁舎に付け足した形の増築がいいのか、あとは別棟方式にしたほうがいいのか、あとその辺の経費がどのくらい違うのかとか、そういった細かい、ちょっともろもろのことを再度委託をしまして、確認をする予定でおります。

こちらの業者を決める手だてにつきましては、複雑な点もありますので、そういう実績を持った設計会社をピックアップして、指名競争入札で行いたいと考えております。

見積根拠につきましては､ちょっと相談をいたしました事業者からの見積金額等になっております。

◇議長（石内國雄君）　１２番新井賢次議員。

〔１２番　新井賢次君発言〕

◇１２番（新井賢次君）　ありがとうございました。どういうところにやってもらうかは、非常にこれは成否に関わると思いますので、慎重にお願いしたいと思います。

続いて、２点目をお願いします。３２ページです。農業振興費の中で環境負荷低減・資源循環型農業推進モデル事業ということで９０万４，０００円が計上してあるのですが、この具体的な内容について説明をお願いします。

◇**議長（石内國雄君）**　経済産業課長。

〔経済産業課長　平野敏行君発言〕

◇**経済産業課長（平野敏行君）**　ご質問についてお答えいたします。

こちらの制度につきましては、群馬エコファーマー、エコに配慮した環境循環型の農業に携わっている方が認定されまして、群馬エコファーマーという形の位置づけになります。その方が環境負荷低減や資源循環型農業を推進するために必要となる機械の導入の補助金になっております。

こちらは、群馬県の補助事業になりますので群馬県のほうから補助率５０％、町のほうで１０％という補助区分になっております。

今回につきましては、この群馬エコファーマーに認定された農業者１件から、ブレンドソーワという堆肥と化学肥料を混合させて散布する機械と、あとは農薬の使用量が３割軽減できる静電遮光ノズル、こちらを購入したいという相談がございまして、今回、補助金の予算計上とさせていただきました。

以上です。

◇**議長（石内國雄君）**　ほかに質疑ありませんか。

２番堀越真由子君。

〔２番　堀越真由子君発言〕

◇**２番（堀越真由子君）**　３１ページ、クリーンセンターの桜の木に１８本の被害があって９本伐採、あと５０ページの総合運動公園の桜も４本伐採とありました。クビアカツヤカミキリが今後広がるおそれもあるので、この事業の中には防虫であったり殺虫であったりする、そういった費用は含まれているのでしょうか。

◇**議長（石内國雄君）**　総務課長。

〔総務課長　齋藤善彦君発言〕

◇**総務課長（齋藤善彦君）**　今、堀越議員がおっしゃられたものにつきましては、かなり木のほうが枯れてきている状況ですので、今回は伐採のみの予算をそれぞれ計上させていただきました。

また、防虫等その辺の消毒、薬の注入ですとかその辺につきましては、街路関係につきましては都市建設課のほうに予算はありますし、また公共施設の樹木等につきましては、薬剤を環境安全課のほうで購入をしてもらいまして、それで職員ができるものは職員が自ら薬剤注入、また穴にスプレー式で入れる薬剤もありますけれども、そちらも環境安全課のほうでありますので、そちらを使って一応防除をしていきながら、どうしても枯れて危険だというものにつきましては、伐採をしていくというふうに今のところ方針のほうを定めております。

◇**議長（石内國雄君）**　２番堀越真由子君。

〔２番　堀越真由子君発言〕

◇**２番（堀越真由子君）**　町民からも桜の木がなくなってしまうのではないかという不安の声が聞か

れたので、ありがとうございました。

あと４０ページのＪアラートについてなのですけれども、もう少し詳しく内容を教えてください。

◇議長（石内國雄君）　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤　博君）　Ｊアラートの内容についてお答えいたします。

こちらは、国のほうから防災気象情報全体の体系整理等に対応する必要がありまして、気象庁のほうが現行のシステムを変えるということで、そうなると現在使用している受信機では十分に対応できないので、緊急でＪアラートの新型受信機への移行についてということで通知が来まして、それで交換することになりました。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　２番堀越真由子君。

〔２番　堀越真由子君発言〕

◇２番（堀越真由子君）　ありがとうございます。

あともう一つ、４２ページの臨海学校についてなのですけれども、今回は１万２，０００円と少額ではあるのですけれども、これは町の負担になるのでしょうか、それとも保護者負担金としてまた新たに徴収しているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　学校教育課長。

〔学校教育課長　青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君）　こちらにつきましては、伊勢崎市から要求された部分について、町の負担金という形でお支払いをさせていただいているものでございます。

◇議長（石内國雄君）　ほかに質疑ありませんか。

１番羽鳥光博議員。

〔１番　羽鳥光博君発言〕

◇１番（羽鳥光博君）　３６ページをお願いいたします。道路改良事業（都市建設課）と、その次の社会資本整備総合交付金事業（新設改良）（都市建設課）、この２つについてお伺いいたします。

まず、道路改良事業の対象事業の内容と工期について教えてください。

◇議長（石内國雄君）　都市建設課長。

〔都市建設課長　原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君）　お答えいたします。

道路改良事業、工事請負費につきましては、内容としましては板井の東部公民館の南側の交差点の工事、また樋越の中樋越のほうになりますが、こちらの道路改良の工事、またお金に余裕があれば下茂木のほうの工事をしたいと考えております。

その下、土地購入費につきましては、先ほどの板井の東部公民館の南側の交差点改良に関して、地

権者から土地を購入させていただきますので、そちらのほうを計上させていただきました。

また、その下、道路改良物件補償費に関しましては、同じく板井東部公民館の南側の交差点改良に伴いまして、地権者の方に塀等の補償費をお支払いしますので、その関係で計上させていただいております。

あと、工期につきましては、板井東部公民館のほうにつきましては、こちらの補正予算のほうでご議決いただければ、その後、税務署と税金の控除の関係の協議を行いまして、地権者の方と用地交渉しまして、地権者の方がそのブロック塀等を壊していただけるようなことが早く済みましたら、年度内に終わるのではないかと考えております。そのほかの場所の工事につきましては、年度内を予定しております。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　１番羽鳥光博議員。

〔１番　羽鳥光博君発言〕

◇１番（羽鳥光博君）　では、２項目めの社会資本整備総合交付金事業（新設改良）（都市建設課）の町道１０３号線道路改良事業につきまして、随時やれる箇所から道路改良事業が始まっておりますけれども、この測量委託料の２２２万２，０００円につきまして、測量の範囲と今後の道路改良の将来の見通しはどのようになっていますでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　都市建設課長。

〔都市建設課長　原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君）　お答えいたします。

今回、測量委託料で計上させていただきましたのは、今まで測量になかなかご協力いただけない方がおりまして、そちらの方と今回お話ができて測量が可能となりましたので、そちらのほうについて測量委託料を計上させていただきました。

現在１０３号線につきましては、そういった測量等が終わって、あとは土地の用地買収とかが終わったところから、随時、現在進めているところでございます。

今年度につきましては、用地買収が終わった一部区間につきまして、農業用水路の切り回しをしまして、終わりましたら、今後、来年度以降、そちらのところに道路を造っていくような形となります。予定としましては、今のところは以上となります。

◇議長（石内國雄君）　ほかに質疑ありませんか。

５番小林一幸議員。

〔５番　小林一幸君発言〕

◇５番（小林一幸君）　１９ページの役場庁舎増築事業について、伺います。

先ほど総務課長の話の中でフロアの配置とか、そういうのもちょっと内容を検討するというようなお話があったのですけれども、その件については今使っている職員、スタッフの意見を聞きながら、

やはりそういったものもちゃんと盛り込んでいくというようなお気持ちというか、その予定があるかどうか、その辺についてお伺いいたします。

◇議長（石内國雄君）　総務課長。

〔総務課長　齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君）　お答えいたします。

もちろん、現状、こちらだけで勝手に決めるのではなく、職員の意見も聞きながら進めていく考えであります。

◇議長（石内國雄君）　５番小林一幸議員。

〔５番　小林一幸君発言〕

◇５番（小林一幸君）　建物建てるときに、そのまま建ててしまって使い勝手が悪くて使われないなんていうようなご意見があったりすると困るので、今現状でも本当に狭い中でも頑張っていただいているスタッフもいると思いますので、そういったところを聞いていただいて、ぜひその辺はお願いをしたいというところと、もう一点、先ほど聞き逃したかもしれないのですけれども、増築階数とか、あと私が前回ご質問した玄関周りとかその辺というのも、予定というか案の中には入っているのか教えてください。

◇議長（石内國雄君）　総務課長。

〔総務課長　齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君）　予定の階数なのですけれども、今回の計画をつくりながら何階までがいいのか、１階だけなのか２階までなのか、３階までいけるのか、予算的なものも当然ありますので、どの辺までがいいのかというのは、今後、またこの計画を委託しながら、設計会社と相談しながらという形になるかと思います。

また、玄関周りにつきましては、現状ではやはり玄関周りはちょっと無理ですので、基本的には北側を広げるというような考えで今のところはおります。

◇議長（石内國雄君）　ほかに質疑ありませんか。

３番松本幸喜議員。

〔３番　松本幸喜君発言〕

◇３番（松本幸喜君）　同じく１９ページ、追加質問になりますが、庁舎を広げるその目的です。全部、広げたいのでお願いしますではなくて、こういう目的でこういうふうに使いたいから、こういう設計をしてくださいというような発注の仕方になるのではないかと思うのですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　総務課長。

〔総務課長　齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君）　お答えいたします。

まだ設計までの段階ではありませんので、その前段階になります。いろんな調査等も含めながら、もちろん住民の方が利用しやすいということは職員にとっても利用しやすいということになりますので、そういったものをどうしていったらいいのかということをまず、本当に基本的な部分になりますけれども、その辺を検討をしていきたいと思います。

ですから、ゾーニング、それで決定ではありませんが、どのようにしたら住民の方、職員が利用しやすいかということを前提にもちろん考えてまいりたいとは思っております。

◇議長（石内國雄君）　３番松本幸喜議員。

〔３番　松本幸喜君発言〕

◇３番（松本幸喜君）　当然、場所を広げるというだけではなくて、今の時代ですからＷｉ―Ｆｉですとか、そういった仕事をしていく上での効率化というところも含まれた計画になっているのではないかと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　総務課長。

〔総務課長　齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君）　ただいま企画課のほうで、窓口のＤＸ化というところでプロジェクトチームをつくっております。増築に関しましても、総務課はそちらのほうに一応入れさせていただいております。将来的には、当然広げるのであれば窓口のＤＸ等ももちろん考慮しながら進めていければという、その辺につきましてもよく職員と話し合いながら行ってまいりたいと考えております。

◇議長（石内國雄君）　ほかに質疑ありませんか。

企画課長。

〔企画課長　関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君）　お答えいたします。

先ほど窓口の関係も出ましたので、一応総務課と企画課のほうで庁舎増築と併せまして、やはり１階の住民課とか非常に混雑しておりますので、また会議室ですとか相談室の問題もあります。そういったことをもろもろ含めながら、今若手職員にいろいろ研究をしていただいております。視察等を含めながら他の市町村の窓口の状況とかも見させていただいておりますので、窓口のＤＸの推進と併せまして、よりよい行政の窓口サービスができるように今研究しているところでありますので、ご理解いただければと思います。

◇議長（石内國雄君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第２４、議案第５１号　令和７年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第１号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第２５　議案第５２号　工事請負契約の締結について

◇議長（石内國雄君）　日程第２５、議案第５２号　工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君）　議案第５２号　工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

玉村町クリーンセンター年次整備工事につきましては、８月１８日に随意契約見積開札を行った結果、東京都港区芝浦３丁目９番１号、株式会社タクマ東京支社支社長、田邉靖が消費税込み８，７１２万円で落札し、８月２５日に同社と仮契約を締結いたしました。

つきましては、地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事の内容は、クリーンセンターの安全かつ安定的な焼却運転を行うため、焼却炉をはじめとする傷みの激しい設備等の整備を行うものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君）　提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第２６　議案第５３号　財産の取得について

◇議長（石内國雄君）　日程第２６、議案第５３号　財産の取得についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君）　議案第５３号　財産の取得についてご説明申し上げます。

本案につきましては、今年度整備する防災行政無線システムから発信される情報を受信するための戸別受信機５００台と、受信感度を向上させるためのダイポールアンテナ２０台を購入するものでご

ざいます。

指名競争入札を行った結果、群馬県佐波郡玉村町大字板井９３５番地、株式会社大塚電設、代表取締役、大塚健生が消費税込み１，２４５万５，４００円で落札したため、地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

購入する戸別受信機は、スマートフォンなどを持たないような災害時の情報入手が難しい方に対して、町から戸別受信機を貸与することで確実な情報伝達を行うことができるようにするものでございます。

ご審議の上、ご決議くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君）　提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

１２番新井賢次議員。

〔１２番　新井賢次君発言〕

◇１２番（新井賢次君）　防災行政無線について動き出してもらったということで、非常にうれしく思います。伺いたいのですが、まずこの受信機、こちらは無償貸与ということでいいのかということと、５００台ということの算出根拠について教えてください。

それから、このラジオは日常はどういう形で使えるのか、例えばＡＭなりＦＭが普通に聴けるのかどうか、その辺について伺います。

それから、ダイポールアンテナとありますが、２０台、こちらはどこに設置するのかについて教えてください。

◇議長（石内國雄君）　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤　博君）　お答えいたします。

まず、無償貸与かどうかというところですけれども、無償で貸し出すということで行います。

次に、５００台というところなのですけれども、スマホとか携帯電話とかそういう情報機器を持たない人に無償で貸与する予定ですので、その人数がどのくらいかというのも定かではないのですけれども、ほかの自治体の状況も見まして、避難所にも置く予定ですので、それも合わせて５００台あれば足りると見まして５００台にしました。

次に、ラジオの機能ですけれども、通常時は一般のＡＭ・ＦＭが聴けます。防災行政無線のほうから発信しますと、強制的にその防災行政無線のほうを傍受しまして、一般のＦＭとかＡＭのラジオが聴けないような形となっております。

次に、ダイポールアンテナにつきましては、一応業者との相談で、鉄筋とかではなければ大体玉村町なら受信できるだろうということですので、鉄筋コンクリートづくりの建物の中に防災ラジオを置

く場合に、このアンテナが必要になるというところから、２０本あれば玉村町内は大丈夫だろうということで２０本にしました。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　６番月田均議員。

〔６番　月田　均君発言〕

◇６番（月田　均君）　続けて聞きます。５００台ということなのですが、あとダイポールアンテナというのだけれども、実際問題として、ラジオって１台幾らなのですか、結構高いような気がするのですけれども。

◇議長（石内國雄君）　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤　博君）　ラジオ自体は約２万円くらいです。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　６番月田均議員。

〔６番　月田　均君発言〕

◇６番（月田　均君）　だから、２万円だとすると、随分いい値段だなと、そうすると、普通のラジオと比べてなぜ値段が上がるかというのを聞きたい。特別なラジオなのですか、特別だと思うけれども。

◇議長（石内國雄君）　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤　博君）　お答えいたします。

すみません、今、防災行政無線のほうの資料を持ってきていないのですけれども、こちらの防災行政無線から発する電波が特別なヘルツ数を使っているのです。それを受信できるラジオということで、特殊なラジオとなっております。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第２７　意見第１号　人権擁護委員候補者の推薦について

◇**議長（石内國雄君）**　日程第２７、意見第１号　人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石川眞男君登壇〕

◇**町長（石川眞男君）**　意見第１号　人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。

人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦することになっております。

推薦させていただく木村佳代子氏におかれましては、羽鳥誠氏が令和７年１２月３１日で退任することから、後任として推薦をするものでございます。

木村氏は、現在玉村町において民生委員をされており、人格識見高く、地域の信望も厚く、人権擁護委員として適任と考えましたので、推薦するものでございます。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

◇**議長（石内國雄君）**　提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案に同意するとの意見とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　ご異議なしと認めます。

よって、本案に同意するとの意見とすることに決しました。

◇**議長（石内國雄君）**　休憩します。午後２時から再開いたします。

午前１１時５９分休憩

午後２時再開

◇**議長（石内國雄君）**　再開します。

◇

○日程第２８　一般質問

◇**議長（石内國雄君）**　日程第２８、一般質問を行います。

今定例会には、７名の議員から通告がなされております。

一　般　質　問　表

令和７年玉村町議会第３回定例会

順序	質　問　事　項	質　問　者
1	１．県道藤岡・大胡線の歩道整備、及び藤岡大胡バイパスの岩倉橋方面への延長整備事業等について ２．東毛広域幹線道路公共交通手段について ３．角渕区地内の排水路補修・改修工事について ４．玉村町浄水場更新等の進捗状況について	新　井　賢　次
2	１．重層的支援体制整備事業について ２．今後の農業支援策について	松　本　幸　喜
3	１．町の防災対策について ２．町に宿泊施設を ３．玉村町の外国人の対応について ４．町内の危険箇所の道路の拡張及び路面の整備について	笠　原　則　孝

順序	質　　問　　事　　項	質 問 者
4	1．子どもに関する基本条例の進捗状況を問う 2．玉村町子ども・子育て支援事業計画について問う 3．まちづくりについて 4．たまむら花火大会について	三　友　美惠子
5	1．ゴミステーションの管理運営と新規設置支援について 2．電動アシスト自転車購入費補助の検討について 3．コメ価格高騰への対応と町レベルでの食料安全保障について	羽　鳥　光　博
6	1．町の防災への取組について 2．自転車運転の違反厳罰化について 3．子ども安全協力の家について	堀　越　真由子
7	1．一般質問での調査及び研究について	小　林　一　幸

◇**議長（石内國雄君）**　初めに、１２番新井賢次議員の発言を許します。

〔１２番　新井賢次君登壇〕

◇**１２番（新井賢次君）**　議席番号１２番新井賢次です。議長から許可をいただきましたので、これから一般質問をさせていただきます。

昼休みにちょっとさっき同僚の小林議員と話したのですが、私たち２期８年間、全部で３２回の一般質問の機会を皆勤したなということを２人で今話したところです。健康でよかったなと思ったりしています。

私、今昼休みに自宅に帰ってちょっと古いメモを見たのですが、最初この場所に立ったのが２０１７年の１２月２日、８年前なのです。私、毎日、日記を書いているのですが、そのとき、その日にこんなことが書いて貼ってありました。「議席番号２番新井賢次でございます。通告に従い、私にとって初めての一般質問をさせていただきます。まず、傍聴人の皆さんにお礼申し上げたいと思います。新井大丈夫かな。まあ出かけていって応援してやるか、そんな思いで駆けつけてくださったのだろうと思います。本当にありがとうございます。今現在は、免許取りたて、初心者マークが胸に必要なのかもしれません。当面はスピード違反、駐車違反あるいは居眠り運転等に注意して、一日も早くゴールド免許になれるように精進したいと思います」、こんなことを一般質問の一番最初に、８年前に話したのです。昼休みに懐かしく思い出しました。

それでは、今日の一般質問を始めさせていただきます。まず１番目、県道藤岡・大胡線の歩道整備、

及び藤岡大胡バイパスの岩倉橋方面への延長整備事業等について。

（１）ぐんま・県土整備プラン２０２５（令和７年３月策定）において、佐波伊勢崎地域の主要事業の中で、継続事業として歩道整備（角渕南工区）が記載されている。さらに、着手に向けて検討する事業として、バイパス整備（角渕工区）が記載されている。おのおのの進捗状況と今後の見通しについて伺います。

（２）町道１０３号線道路改良事業の進捗状況及び、今後の計画、見通しについて伺います。

２番目、東毛広域幹線道路公共交通手段について。伊勢崎市は伊勢崎市、高崎市、玉村町の３市町を結ぶ高速バスを念頭に置いた国道３５４号での公共交通網の構築を目指すとしている。

群馬県は２０１７年から東毛広域幹線道路ＢＲＴ構想を検討したが、２０２０年度に実質的に白紙化され、現在に至っている。玉村町としての今までの取組経緯、実績はどうなっているのか。周辺市に新たな動きが見られる今、玉村町としても関係市と連絡を取り、重要な事業として捉え、積極的に取り組むべきであると思うがどうか。

３番目、角渕区地内の排水路補修・改修工事について。主要地方道藤岡・大胡線の角渕区地内の排水路の一部が昨年夏場の災害により決壊し、現在まで仮復旧の状態にある。令和６年第４回定例会において、水路復旧に向けた測量設計を行うとして、補正予算を計上している。現状及び今後の取組について伺います。

最後の４番目、玉村町浄水場更新等の進捗状況について。

（１）令和７年度当初予算として、水道施設一体管理・更新事業発注支援業務費２，８００万円余が計上されている。今後の事業推進に極めて重要な業務であると思うが、民間事業者選定はどこまで進んでいるのか伺います。

（２）群馬県は２０３２年度を目標として、水道事業５圏域集約を掲げ、複数の自治体による広域運用に向けた準備に本格的に乗り出している。浄水場の更新を進める上で、県が本腰になっている広域化に対して今後どのように進めていくのか伺います。

以上、１回目の質問といたします。

◇議長（石内國雄君）　町長。

〔町長　石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君）　新井賢次議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、県道藤岡・大胡線の歩道整備、及び藤岡大胡バイパスの岩倉橋方面への延長整備事業等についてのご質問にお答えします。

両事業とも、群馬県が実施する事業でありますので、県に確認をいたしました。まず、県道藤岡大胡線（角渕南工区）の歩道整備につきまして、伊勢崎土木事務所に確認しましたところ、「県道藤岡大胡線（角渕南工区）の歩道整備については、車道の路肩や歩道の幅員が狭いなど、歩行者や自転車の安全な通行に課題があることから、群馬県が令和６年度から歩道整備事業に着手している。事業の

進捗状況については、本事業に対する地元の意向を把握するため、角渕・上之手地区の住民を対象にした説明会をこれまで３回実施し、今後開催予定の第４回説明会を経て、住民から寄せられた意見やアンケートの結果を踏まえ、歩道整備計画を取りまとめる予定である。その後、必要な事務手続を実施した後、用地の測量調査を行い、用地のご協力のお願いをする予定である。」とのことでした。

また、県道藤岡大胡線（角渕工区）バイパス整備事業の今後の見通しについて県に確認しましたところ、「人口減少や高齢化など社会情勢の変化に対応するため、玉村町が立地適正化計画の策定などを通じて自ら将来のまちづくり像を示していただいた上で、現道の交通安全対策完了後の周辺道路を含む交通量や渋滞の推移など、交通上の課題を見極めつつ、複合的な整備効果について玉村町と検討してまいりたい」とのことです。

両事業とも玉村町の安心・安全及び町の発展に重要な事業でありますので、早期完成及び早期着手について、引き続き県に対し要望してまいりたいと考えております。

次に、２点目の町道１０３号線道路改良事業の進捗状況及び今後の計画、見通しについてですが、この道路は国の交付金を受けて整備しており、現在、滝川の下茂木橋から西側の法蓮寺南までの区間を優先整備区間として整備しております。この区間は、一部箇所を除いて用地買収が完了しましたので、本年度は電柱の移設と道路改良により移設が必要となる農業用水路の付け替え工事を実施し、来年度以降にこの箇所における道路改良工事を実施する予定としています。

また、優先区間以外の下茂木橋より東側及び法蓮寺南から西側への事業につきましても、順次、用地買収を進めております。下茂木橋東側への延伸につきましては、用地の取得状況や国の交付金の交付状況に応じて、順次改良工事を行ってまいります。

法蓮寺南から西側への整備につきましては、県道藤岡大胡バイパスへの接続が必要であるため、県道藤岡大胡バイパス整備の進捗状況も考慮しながら整備を行ってまいります。

次に、東毛広域幹線道路における公共交通手段について、玉村町としてどのように取り組むかについてお答えします。

まず、町としての今までの取組等についてですが、群馬県の東毛広域幹線道路ＢＲＴ構想は、実現すれば当町にとって非常に有用な交通モードになり得るものとして捉えておりました。当時の東毛広幹道ＢＲＴ構想策定協議会には、前副町長が委員として参画し、実現に向けて働きかけを行い、文化センター西側には、交通広場の整備を行いましたが、令和２年に採算性などを理由に群馬県が実現に向けた予算化を見送ることが発表されました。

それに対して、ＢＲＴ構想に関係する自治体や団体が実現を求める要望を行っており、当町も要望を行ってきたところですが、実現に至っていないのが現状となります。現在も高崎市、伊勢崎市とは常に情報交換を行っており、東毛広域幹線道路周辺の開発状況の変化などを踏まえて協議を重ねております。実際に、今年度には両市と歩調合わせる形で、東毛広域幹線道路への公共交通の整備を県に要望したところです。

議員ご指摘のとおり、近隣の伊勢崎市が当町と高崎市との連携を視野に入れ、国道３５４号を軸とした公共交通網構築を要望していることは､町としても大変心強い情報であります｡町としましては、今後もこれまでどおり両市と連携を取り､多角的な視点で検討し､連携強化を重要な行政課題と捉え、町の交通利便性向上、ひいては地域全体の持続的な発展に資するよう、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

次に角渕区地内の排水路補修・改修工事についてお答えします。ご質問の排水路補修・改修工事につきましては、昨年度中に測量設計が終わりました。本定例会における一般会計補正予算の議案におきまして、工事請負費に係るご議決をいただきましたので、この後、工事を発注し、本年度中に復旧工事を完成させる予定です。

なお、実際の工事時期についてですが、本排水路は農業用水路の流末となるため、田んぼに水が入る時期を過ぎ、稲刈りが終わり、排水路の水位が低下する秋から冬にかけての工事となる予定です。

最後に、玉村町浄水場更新等の進捗状況についてお答えいたします。まず、１点目の玉村町浄水場更新における民間事業者の選定状況についてですが、先月に浄水場更新・維持管理事業者の選定のための発注支援業務を実施するコンサルタント業者が決定した段階です。

今後の予定としましては、本コンサルタント業者の支援を受けながら、基本条件の再整理業務を行った上で、要求水準書を作成し、浄水場更新・維持管理事業者を選定する予定であります。

次に、２点目の水道事業の広域化に対する浄水場更新の進め方についてですが、令和４年度に群馬県が策定した群馬県水道広域化推進プランに基づき、広域化の検討を開始したところであります。本プランにおいては、群馬県内を５圏域に区分することとなっており、当町は県央圏域に区分されております。県央圏域の広域化に向けた動きとしましては、前年度において広域連携推進協議会設立準備会議を設置し、関係団体においてソフト事業の連携に向けて検討を重ねている段階であります。

施設統廃合を含めたハード事業の連携に関しましては、群馬県水道広域化推進プランにおいて対象施設の検討がなされておりますが、県央圏域においては有効なハード事業の連携が示されておりません。また、本準備会議においても、まずはソフト事業の連携から進めていく考えであるため、ハード事業の連携に関する検討時期や内容は不透明な状況であります。

当町浄水場施設は老朽化が著しく、また耐震性も低いため、早急な更新が必要であることから、現状のハード事業においての広域連携は困難であり、今後とも独自に浄水場更新を進めていく方針であります。

ただし、広域連携推進協議会での検討状況を注視しつつ、時期や内容の透明性を確保した上で、柔軟性を持って対応してまいりたいと考えております。

◇議長（石内國雄君）　１２番新井賢次議員。

〔１２番　新井賢次君発言〕

◇１２番（新井賢次君）　では、２回目の質問を自席からさせていただきます。

基本的に全部の項目について一応前向きにいろいろやっていることをご説明いただいて、ありがとうございました。その上で伺いますが、まず１番目の県道藤岡大胡線の歩道整備についてです。これは、基本的には群馬県が実施する事業ということで、群馬県が現在検討中ということですが、玉村町としてどういう形でその検討に参加しているのか、先ほどちょっとお話がありましたが、歩道の幅だとか、それからそれによっては敷地が必要になるのだとかいろんな大きな問題があるかと思うのですが、地元の皆さんの声がどの程度県に届いているのか、それからどういう形で届けているのかについて、もうちょっと具体的にお話しいただけますか。

◇議長（石内國雄君）　都市建設課長。

〔都市建設課長　原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君）　お答えいたします。

こちらは、群馬県が行う事業でありまして、検討中ではなくて既に着手を行っております。その中で、では道路をどういうふうに造るのかと、道路の幅員をどうするのか、自転車道、自転車が通るところをどうするのかとか、そういったことがありますので、地元の意向を確認するために、町長の答弁にもございましたように、これまでに角渕・上之手地区の住民を対象にした説明会を３回実施しております。１回目は、大体事業の流れを説明しまして、２回目でアンケート等を取るようなお話がありまして、３回目でそのアンケートの結果を基にして、今後、それを精査して群馬県のほうで最終的に自転車が通るところについてどういうふうにするのか、歩道を両側にするのか片側にするのか、そういったものを群馬県が決定して、それがまた説明会で示されるような予定となっております。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　１２番新井賢次議員。

〔１２番　新井賢次君発言〕

◇１２番（新井賢次君）　いずれにしても、その部分を通ると、矢羽根というのですか、自転車道だということで推奨する意味で、赤っぽい色の矢羽根が書いてあるのですけれども、あれを走るなんて相当危険な感じですよね。それから、その横の歩道に関してはもう段差があるし、走ってみて本当にあそこは危ないと思います。既に着工しているということですが、一日も早く整備方針を決めて着工できるように、ぜひ町からも再度お願いしてもらいたいなと思います。

この上部機関である群馬県道路整備アクションプログラムの中に、佐波伊勢崎地域で全部で１６件（継続事業が９件、着手予定の事業が７件）が掲げてありますが、玉村町はこれが２件なのです。ですから、玉村町としてぜひこの継続事業として上げられているこの２件について、みんなで総力を挙げて尽力していただければなと思います。

それから次に、着手に向けて検討する事業として、佐波伊勢崎地域で上げられているのがやはり県道藤岡大胡線（角渕工区）バイパス整備、これただ１件なのです。この着手に向けて検討する事業というのは、実際に説明でも括弧書きで番号は囲ってあるくらい、何となく不確定というか、必ずやる

という工事ではないのです。ですから、これを着手に向けてではなくて、もう継続事業なり着手予定の事業として掲げてもらうために、町として県に対してどんな動きをすれば、そういうふうになるとお思いでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　都市建設課長。

〔都市建設課長　原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君）　お答えいたします。

議員のおっしゃる角渕工区のバイパス整備事業につきましては、以前は県土整備プランのところの上のランクである、何年までに着手する事業というようなところに入っていました。それが最近の激甚化する災害関係で、まずは群馬県としましては、利根川改修を最優先とすると、災害レジリエンスナンバーワンを目指すということで、まずはそちらのほうが優先されまして、それによりまして藤岡大胡線バイパス整備については、着手に向けて検討する事業という位置づけにランクが下がってしまったというところでございます。

県からありました回答によれば、玉村町がまちづくりの像を示した上で、また角渕の歩道整備が完了した後の様子を見て、やるという回答ではございましたが、町としましては、藤岡大胡線という名前が示すように、藤岡と大胡を結ぶバイパス道路、玉村町だけの道路というものではなくて、そういった都市間を結ぶ道路でございますので、町としましても大変重要な路線だと認識しております。そういったものも含めまして、町としましては引き続き、こちらのバイパスの整備が早く進むように要望をしていきたいと考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　１２番新井賢次議員。

〔１２番　新井賢次君発言〕

◇１２番（新井賢次君）　それで、今のバイパス工事に関連して、町道１０３号線道路改良事業というのが社会資本整備総合交付金事業として令和５年度７，４００万円、令和６年度４，１００万円、令和７年度８，２００万円ということで毎年毎年予算がついて進んでいるのですが、これは基本的にこの事業がこのバイパス工事に関連してできているのではないかと、ですからそのバイパス工事が、例えば着手に向けて検討する事業から外れてしまったような場合に、この１０３号線は継続して予算がつくのでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　都市建設課長。

〔都市建設課長　原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君）　お答えいたします。

群馬県の道路整備アクションプログラムというのがございまして、そちらで県とか市町村が進める道路整備について計画を立てております。そこに町としましては１０３号線というのを載せておりまして、町のほうは継続してやっていく事業としております。

確かに、その１０３号線につきましては、県が県道藤岡大胡バイパスに着手するという情報を得まして、それに遅れないようにということで平成３０年から１０３号線の着手をしているわけなのですけれども、もともと１０３号線につきましては、南小の前を通る道路で、高崎市方面から東部工業団地、また伊勢崎市のほうに抜ける道路で、大変交通量の多いところでございますので、そちらの藤岡大胡線の、県のほうのバイパスが遅れたとしても、町としましては１０３号線の早期完成を目指してこれからも進めていきたいと考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　１２番新井賢次議員。

〔１２番　新井賢次君発言〕

◇１２番（新井賢次君）　確かに１０３号線の延長線上が藤岡大胡線につながるのですけれども、そこにつながる部分が一番狭いしカーブもあるし非常に危険です。ですから、ぜひ今課長がおっしゃったように、仮にバイパスがうまくいかなかったとしても、この事業は継続してできるように、県なり国なりに予算を要求して、ぜひ進めていただきたいなと思います。

それから、この項目の最後に、先ほどからアクションプラン、県土整備プランの話をしているのですけれども、利根川新橋について、今回勉強する中で、私は当然載っているのかなと思ったのです。ところが、このプランの中には利根川新橋については全然触れていないのです。町としても、我々も含めて、いろんな議員も含めて利根川新橋の話をしているのだけれども、少なくとも現在のこの情報を見る限りでは、全く県側にその意思はないということなのだけれども、この辺について町長、どう思われますか。

◇議長（石内國雄君）　町長。

〔町長　石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君）　いわゆる板井から前橋市への利根川新橋のことですけれども、千代田町と熊谷市ですか、そのところで要するに利根川新橋を造るというのに、埼玉県、栃木県、それから群馬県ですか、この１５市町村が結束していろんな要望活動をして、それでも２７年かかっているという現実があるのです。それで、井田県議ともいろいろ話を、状況を聞いていると、知事は板井から前橋市までの橋に関しては消極的だということはかなり感じています。その上で、平成１０年に玉村町と前橋市で推進協議会をつくって、そこに高崎市を加え、そしてやはりそれは前橋市が中心になったほうがいいだろうということで、前橋市を中心に今要請活動しているわけですけれども、前橋市はやはりあの橋があったほうがいいだろうという判断で動いてくれています。だから、諦めずに要請行動というのを地道にやっていくということが非常に大事だと思います。

３５４号の幹線道路は群馬県の幹線道路ですから、そこに前橋市からの物流だけではなくて、救急とかいろんな面での交通が、橋ができるということで全然違った群馬県の県央の輸送道路としての質がレベルアップすると思いますので、そこのところは理解した上で、これからも要請活動は続けてい

きたいと思います。

◇議長（石内國雄君）　１２番新井賢次議員。

〔１２番　新井賢次君発言〕

◇１２番（新井賢次君）　少なくとも今後１０年間では土俵に乗っていないということですから、それも踏まえた上で今まで以上に前橋市なりとも連携を取った上で、今まで以上に強力に県に対しての要望を続けていただきたい。ぜひお願いします。

では続きまして、２番目に参ります。東毛広域幹線道路公共交通手段についてです。これは実は、８月に読売新聞に掲載された伊勢崎市の記事がＢＲＴ実現へ移動実態調査と、それを県に要望したというのが発端で今回質問させていただきました。

伊勢崎市では、今月、８月ですけれども、下旬にも県に要望する方針を明らかにしたとあります。この要望を明らかにしたという臂市長のお言葉があったのですが、この段階で、例えば町長と臂市長内で何かコンタクトみたいのがあったかどうかだけちょっと教えていただけますか。

◇議長（石内國雄君）　町長。

〔町長　石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君）　臂市長と会えば、ＢＲＴといいますか、公共交通を高崎市から伊勢崎市を通したいという話は常々して、高崎市と伊勢崎市、そして玉村町も、そういう話はいいよねという状況にはなっています。

それに対して、交通テストというのですか、やはりどのくらい車が走るかというところを県のほうに調査していただきたいというような形で、県議の方に一般質問してもらっています。そういうものを踏まえて、やはり今伊勢崎市は、東京へ行くのに本庄市まで行って、本庄市から行くのだけれども、今度は東京から帰るとき、本庄駅に止まる新幹線はなかなか多くないという中で、高崎市まで来てしまうのです。帰るのに非常にちょっと困るということもあるし、高崎市は高崎市で、もう玉村町からもいろんなところから西口へ送り出されて、だから非常にあの辺が混雑するので、やはりバスがあったほうがいいというような、それぞれちょっと違うような思惑があるのだけれども、やはり公共交通の力を強めたいということは同じですので、事務方で細々という話は協議しつつあります。

◇議長（石内國雄君）　１２番新井賢次議員。

〔１２番　新井賢次君発言〕

◇１２番（新井賢次君）　そうですね。先ほどの新聞の中で臂市長は、ＢＲＴ実現について新幹線の駅を持つことと同じような意味があると言っているのです。それで、伊勢崎市、高崎市、玉村町を結ぶ、その場合に最もメリットがあるのは、その３つの中で玉村町なのだろうと思います。

それで、通常出来上がったときに、その費用の負担はその町なり市を走った距離によって決まるらしいのです。例えばこの事業が１００億円かかった場合に、私はその面積が、玉村町がそのうちの何割あるのかちょっと勉強できていないのですけれども、少なくとも玉村町は高崎市、伊勢崎市より短

い通行区間だと思うのです。そうすると、負担も玉村町としては軽くなるだろうということで、非常にメリットがある交通機関になるのだろうと思います。ぜひ積極的にやっていただければなと思います。お願いしたいと思います。

それから、３番目の角渕区地内の排水路補修・改修工事についてです。これは先ほどの補正予算の中にも入っていました。承認したということで、渇水期に工事をやってくれるということですから、ぜひお願いしたいと思います。

今、ブルーシートがずっと長い状況であるものですから、気になっていました。これからまた、台風シーズンになったり線状降水帯だとかいろんな不安要素がありますから、工事できる状況になったら早急に進めていただきたいと思います。

それから、今走っている位置が主要地方道の脇であって、かつ隣はもう住宅なのです。そのような状況の中で今の水路が石積みなのです。こういう部分って町の中にほかにもあるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　都市建設課長。

〔都市建設課長　原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君）　お答えいたします。

全て確認しているわけではないですが、おそらく高梁川とかその辺りも、そういったところがあるかと思います。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　１２番新井賢次議員。

〔１２番　新井賢次君発言〕

◇１２番（新井賢次君）　着工を楽しみにしている町民の方もたくさんおられますので、ぜひ予定どおり始めていただければなと思います。

では、最後の玉村町浄水場更新等の進捗状況について伺います。水道施設一体管理・更新事業発注支援業務ということで、今回業者さんが決まったということですが、こちらにやっていただく業務を具体的に説明していただけますか。

◇議長（石内國雄君）　上下水道課長。

〔上下水道課長　上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君）　業務内容についてお答えいたします。

先ほど町長からの答弁にもございました。今回の業務委託の主な内容は２点ございます。まず１点目です。基本条件の再整理業務、こちらの内容につきましては、これまで基本構想、基本設計といって、新しい浄水場の構築に合わせまして、町の特色であります地下水を使って、またはどれだけの量が必要かというようなものを検討してまいりました。ただ、新井議員からのご質問のとおり、これから広域化といったものが同時に進捗してまいります。そういった頃合いもございまして、いま一度基本条件をもう一度整理をし直そうと。言ってみれば、新しくできる浄水場のキャパ、またはこれから

県央第２水道からの受水量、こういったものをもう一度再整理して、最も効果的・効率的な内容を選定する必要があるだろうということです。

それと、もう一つが要求水準書の作成です。今回の浄水場更新につきましては、向こう５年で新しい浄水場を建設するとともに、その後２０年間維持管理を委託するというような業務が発生いたします。そうしたときにこの要求水準書といったもの、これが長期間にわたりまして、言ってみれば特記仕様書のようなものになります。これはかなり内容が煩雑化しますので、今後、職員だけではなくてこういった手法を取り入れたコンサルタント、そういった実績あるところにどのような形が最も町の内容に適しているかということで、これにつきましては有識者、または弁護士等々が含まれまして、おおよそこの水準書につきましては、かなり厚い契約書の一部になるということでございます。

以上２つが主な業務内容となります。

◇議長（石内國雄君）　１２番新井賢次議員。

〔１２番　新井賢次君発言〕

◇１２番（新井賢次君）　今回、業者さんとして応募企業は何社あったのかということと、選定委員は何人でどなただったのか教えていただけますか。

◇議長（石内國雄君）　上下水道課長。

〔上下水道課長　上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君）　お答えいたします。

初めに、応募された企業、こちら２社参加をいただいております。また、業者選定審査委員会、こちらはプレゼン実施要領に記載がございますが、５名おりまして、副町長並びに私を含めます４人の課長、こちらで構成されました。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　１２番新井賢次議員。

〔１２番　新井賢次君発言〕

◇１２番（新井賢次君）　この時点で、今話題になっている水道事業の５圏域集約化、これについては今回応募した企業あるいは書類とか、それからプレゼンテーションの中で取り上げられているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　上下水道課長。

〔上下水道課長　上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君）　お答えします。

プレゼンの技術提案の中で広域化といった直接名称は出てきておりません。ただし、先ほど申し上げた基本条件の再整理といったところで、今後、必ず発生します広域化に参加する、またはそういったものを取り入れる、そういったことは検討されてきますので、その中身でこれから広域化といったキーワードが発生するというところです。

つきましては、広域化は令和４年から準備会というのが設立されまして、当然玉村町も参加しております。ただし、町長からの答弁にもございましたとおり、ハード事業、このハード事業というのは今ある市町村が持っている浄水場、これを統合、廃止したりするような内容です。ただし、町においては１か所しかないところを廃止するというのは非常に効率が悪くなる、またはリスクが高まるといったことで選定はしておりません。

ただ、この広域化の中でソフト事業というところで、今年の４月からスタートしました中身ですけれども、現在、給水装置の申請、これはご自宅と本管をつなぐ工事なのですけれども、こちらについて、今まで県内市町村それぞれ仕様、様式が異なっておりました。申請書、これを統一化することができまして、対申請者、業者さんに対してかなりメリットが出ているというところです。

また、ソフト事業の中で一部薬剤とかそういった物の購入、これを一元化すればスケールメリットが出るということで、そういった動向もありますけれども、各市町村が抱えております地元産業の育成に必ずしもそぐわないので、この辺は慎重に行っているという現状がございます。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　１２番新井賢次議員。

〔１２番　新井賢次君発言〕

◇１２番（新井賢次君）　当初計画をした時点では今回みたいな５圏域化ということがまだ話題にもなっていなかったという状況の中で、玉村町としてはここまでどちらかというと独自に進めてきているということです。ここになって急に県がこのことについて力を入れているということで、５圏域の高崎市、前橋市、玉村町、同じようなブロックです。地区的にもその中心に位置するということで、この事業を群馬県が強力に進めようとしている中で、玉村町に対してもプレッシャーではないけれども、いろんなことが私はあるのだろうと思っているのです。ただ、今でも既に耐震性だとかいろんな問題があるから、玉村町としてはハード面でもうどうしようもない状況だからすぐやるのだと、こういうことで今は進んでいるような感じがするのですが、いずれにしても途中でも群馬県からはいろんな事前調整がまだあるのかどうか分からないのですけれども、玉村町の位置づけについていろんな話が出てくるのだろうと思います。ですから、今回コンサル、発注支援業務に決めた業者さんにも、その辺がしっかり対応できるような準備をしていただく必要があるのかなと思います。

それから、審査している中で１点私が気になったのが、各項目、全部で５００点満点の中で、いろんな項目ごとに配点が決まっているのですが、提案価格が５００点のうちの１２５点。それで、今回決まったＮＪＳへの評価点が７５点なのです。ですから、１００点満点とすると６０点なのです。今回の評価項目の中で、この提案価格については今回決定したＮＪＳが一番低いのです。これはどういう要因かと思いますか。

もう一つ、今回提案価格が４，２０２万円で決定しているわけです。予定価格としては４，７１３万５，０００円ということで税込みの金額が書いてあるのですが、これに対しては７７％の金額なので

す。ですから、予定価格は十分、３割弱ダウンしているのだけれども、評価点が６０点というのはなぜかということをお聞きしています。

◇議長（石内國雄君）　上下水道課長。

〔上下水道課長　上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君）　提案価格についてお答えします。

その前に補足で説明させていただきたいと思います。広域化の話です。こちらにつきましては、準備会ができる前から県のほうにいろいろと問合せをしまして、基本構想、基本設計のほうに反映させていますので、ご理解ください。

それでは、提案価格です。この提案価格、１２５点といったの評点の配分です。まず、プロポーザルを行う中で、まず配点について重視したところ、これが５００点満点中１２５点、これは価格についてです。約２５％です。それだけ価格についての割合が少なくていいのかということなのですけれども、今回の重点すべき内容につきましては先ほど申し上げたとおり、要求水準書の作成ですとか基本構想の見直し、再整理、これについては成果が１つでないというところが特徴づけられます。言ってみればこの技術提案で大きく左右する部分であります。この技術力を一番に考えた結果です。

この１２５点中の７５点、６割ではないかというところなのですけれども、算出の仕方がこういう具合になっています。例えば予定価格、これを１００とします。それに対して、予定価格と同じ金額を入れますと、１社だけの場合、これ１２５点になるのです。ところが、予定価格の半分の価格、これ入れますと、こちらが低いので、こちらが満点になります。そうしますと、その半額に対して予定価格は倍になりますので、採点が半分になるというような、言ってみれば予定価格に対して、安く済んだから加点をするのではなくて、一番安いところからそれ以上高く行ったところを減点するといった方式になりますので、このような結果となっております。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　１２番新井賢次議員。

〔１２番　新井賢次君発言〕

◇１２番（新井賢次君）　私はこの予定価格が安いのではないかと言った覚えはないのですけれども、例えばそうしますと４，７１３万５，０００円、これを予算として算出した根拠はどういうところから出てきたのですか。

◇議長（石内國雄君）　上下水道課長。

〔上下水道課長　上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君）　こちらは、設計をする段階でこのような業務にどのような事故が発生し、どのような費用が発生するかということで、参考見積りを基にこちらのほうで精査いたしました。そちらが税込みで４，７１３万５，０００円という設定を行っております。

◇議長（石内國雄君）　１２番新井賢次議員。

〔１２番　新井賢次君発言〕

◇１２番（新井賢次君）　最後になりますが、私が調べたことで、具体的な次の一手、チェックリストというのがありまして、この時点で、今後こういうことをチェックしたらいいのではないかというような項目があるので、５項目挙げますので、おのおのについて課長からご意見を聞きたいと思います。

まず１つ、県の意向確認、更新事業、情報収集、それから技術的将来接続要件の洗い出し、それからＰＦＩ入札条件に将来対応オプションを明記する。それから、概算ライフサイクル解析、住民説明ステークホルダー調整、こんな５項目が載っているのですが、この中で幾つか課長から、こんなことを考えているよというようなことがありますか。特に、ＰＦＩの入札条件に、将来対応オプションを明記、これは５圏域化に対する対応かなと思うのですが、それについてはどんなお考えですか。

◇議長（石内國雄君）　上下水道課長。

〔上下水道課長　上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君）　先ほどの５項目につきまして、私は全て聞き取れなかったので大変申し訳ありません。その中でも主な内容ということで、ＰＦＩというキーワードが出てまいりました。こちらは、官民連携といった内容の中でＰＰＰ手法、設計、施工、維持管理、ＤＰＯですか。この手法は、町も取り入れていきます。県が主張していますそういった官民連携、今後そういった更新計画、これは玉村町だけでなく全ての自治体で発生している次第です。そうしたときに、これまでの従来工法、町が設計して発注する、その後維持管理も別で考えるということではなくて、これは技術者の人材確保も含めて、やはり経費の削減等も期待できます。そういったところがございますので、既にＰＰＰ手法については町で取り入れられているというところです。それがチェックリストの中の一つと考えられます。

◇議長（石内國雄君）　１２番新井賢次議員。

〔１２番　新井賢次君発言〕

◇１２番（新井賢次君）　既に動き出しているということで、玉村町にとってこの浄水場の更新計画は、金額的にも、それから町民の皆さんへの影響も非常に大きな事業になると思います。新しく今回決まったＮＪＳさんですか、そちらの業者さんと一緒になって、まずスタートが大事ですから、いい条件を整備してもらった上で、ＰＦＩなり工事の発注まで移行できるように努力していただきたいとこう思います。

以上で終わります。

◇議長（石内國雄君）　休憩いたします。３時５分より再開します。

午後２時４８分休憩

午後３時０５分再開

◇議長（石内國雄君）　再開します。

◇議長（石内國雄君）　次に、３番松本幸喜議員の発言を許します。

〔３番　松本幸喜君登壇〕

◇３番（松本幸喜君）　議席番号３番松本幸喜です。議長のお許しが出ましたので、質問をさせていただきたいと思います。

その前に、先日空き家無料相談会というのが行われまして、人数は大変少なく、４件程度だったのですけれども、後でお話を聞くと、どう処分していいか分からなかったと、それで来てみたのだけれども、本当によかったと。どういうことをこれからやっていけばいいのかがよく分かったというような感想を聞くことができました。そういういろいろな立場で行政の皆さんが取り組んでいることというのが、一つの成果になってきているのかなというふうに思います。

ここの窓から見ても、新しい新築住宅、散見されるようになってきていると思うのですけれども、その辺を税務課で調べていただきますと、令和１年が１２４件、２年が１５６件、次が１５２件、１４０件、１２７件というような形で、新築の戸建て住宅が町内にこれだけできているというようなことで、総合力だと思いますけれども、インターネットでも玉村町の前に、子育て支援が充実している玉村町というようなそういう表記がつくようになりまして、総合ランキングというような、賃貸住宅のメーカーが行っているアンケート調査、それを見ましても、高崎市、前橋市、吉岡町、その次に来るような、０．１２ポイント差くらいで伊勢崎市ですとか太田市ですとか館林市、そういったところと肩を並べるくらいの４位グループの中に玉村町は入っているようになっています。いろいろな小さなことから大きな取組もあるかと思いますけれども、そういう総合力がこの町を守り立てていくのかなというふうに感じています。

さて、もう３年ほど前になるかと思うのですけれども、重層的支援体制整備事業という事業を玉村町は取り組んでまいりました。大変注目された事業で、県の中でも発表会をやってみたり、また厚生労働省の研究部会のほうでも玉村町の事例が紹介されたりというようなこともあったようです。
それについて伺いたいと思います。

重層的支援体制整備事業とは、地域共生社会の実現に向けて、介護、障害、子供、生活困窮といった分野ごとではなく、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の３つの支援を一体的に行うものとしている。第２期たまむらささえあい計画を見ると、対象範囲は広く、極めて困難な事例も多々あることと思われる。現状の取組や課題について伺います。

（１）現在対象としている支援対象者の数は何人で何世帯か。

（２）対応職員数は何名か。

（３）ひきこもり家庭等とのコンタクトはどのように行われているか。

（４）各課にまたがる課題解決のためにどのような連携が図られているか。

（５）他団体（社会福祉協議会や区長会）との連携はどのように行われているのかについて伺いたいと思います。

次に、今後の農業支援策についてということで、令和の米騒動によって今年ほど農業が注目された年はないが、農業の担い手不足は深刻である。定年年齢の延長により、それまで退職とともに家業である農業を引き継いでいた世代が仕事を続けるようになり、農業の担い手不足は農業の存続の危機を迎えている。しかし、その一方で、数は少ないが、新たな農業に取り組む若い世代の挑戦が見られるようになってきている。玉村町の農業と次世代の農業後継者に対する支援策について伺います。

（１）玉村町の過去５年間の新規就農者は何人か。

（２）６０歳以下の農業就労者数は、全体の何％か。

（３）公社方式による農地の集積が進んでいるが、有効な土地活用はできていると考えているか。

（４）農業公社方式、株式会社、合同会社形式の法人数は幾つあるか。

（５）埼玉県の上里町では、株式会社または合同会社形式の法人が成功事例として報道機関でも紹介されているが、こうした法人との連携を図る考えはあるか。

（６）大型農業機械の効率的な運用のために、現在の農地の区画の拡大を図ることはできないか。

（７）３０代から４０代の若い世代の農業従事者に対し、町ができる支援策をどのように考えているか。

多岐にわたりますけれども、今後の農業の方向性を大きく、今こそ農業の方向性を問われているときはないというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　町長。

〔町長　石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君）　松本幸喜議員のご質問にお答えします。

まず初めに、重層的支援体制整備事業の取組についてお答えします。まず、１点目の、現在対象としている支援対象者の数は何人で何世帯かについてですが、玉村町では、令和４年度より重層的支援体制整備事業を開始し、健康福祉課内に総合相談窓口を設置いたしました。約３年半が経過し、総合相談窓口の認知度も高くなってきていると考えております。支援の手段としましては、接触が難しい人への定期的な資料の送付から就職相談や病院受診の同行まで様々であり、それらの様々な支援方法を含めまして、重層事業担当係が関わっている件数は３６人で３６世帯となります。

次に、２点目の、対応職員数は何名かについてですが、包括的な支援という意味では２課５係が関わって体制を整えておりますが、重層事業の主担当係としては健康福祉課社会福祉係３名です。

次に、３点目の、ひきこもり家庭等とのコンタクトはどのように行われているかについてですが、特に初めて相談があった場合には、当事者やご家族からの意見、要望を聞きながら、直接お宅に訪問

することもあれば、役場へ出向いてもらって面談をすることもあります。また、継続的に支援をしている方の状況を把握する場合などでは、電話で連絡をすることもありますし、そういったコンタクト自体を苦手とする方へも対応するため、郵送で当事者会などへのイベントチラシを送付したり、絵はがきを送ったりすることで、社会とのつながりを少しでも持てるよう支援しているところです。

次に、４点目の、各課にまたがる課題解決のためにどのような連携が図られているかについてですが、社会福祉士を中心に情報を共有し連携しております。庁舎内であれば、関係する職員同士でその都度相談しながら支援をしていくことが多いですが、特に困難な案件につきましては、支援会議を開催し、各部署の役割を明確にすることでよりよい支援に向けて取り組んでおります。

最後に、５点目の、他団体との連携はどのように行われているかについてですが、社会福祉協議会とは、障害分野の相談を受ける基幹相談支援センターを委託するほか、配食サービス事業等で地域の高齢者等の見守りの情報を共有し、また生活困窮者については、社会福祉協議会による生活困窮者支援事業につないでいく等、各種連携を取っております。

区長との連携としては、民生委員と同様に、顔の見える身近な支援者として地域の窓口となっていただき、役場へつないでいただくことで、地域が抱える問題を担当課で把握しております。

このように、多機関で連携することにより、支援が必要な人を早期発見・早期対応できる体制を今後とも強化していきたいと考えています。

次に、今後の農業支援策についてお答えします。まず、１点目の、玉村町の過去５年間の新規就農者は何人かとのご質問についてですが、群馬県新規就農者実態調査・青年農業者実態調査によると１４人となります。

次に、２点目の、６０歳以下の農業就労者数は全体の何%かとのご質問についてですが、国の統計調査、農林業センサス２０２０によると、玉村町の農業経営体の総数は、１５３経営体で、そのうち５９歳以下は３１経営体で、全体の約２０％となります。

次に、３点目の、公社方式による農地の集積が進んでいるが、有効な土地活用はできていると考えているかとのご質問についてですが､国が行っている担い手の農地利用集積状況調査におきましては、令和７年３月時点の本町の農地集積率は７５．１％となっています。この集積率は県内でも高い水準となっておりますので、有効な農地利用への推進が図られてきているものと考えております。

次に、４点目の、農業公社方式、株式会社、合同会社形式の法人数は幾つあるかについてのご質問ですが、農林業センサス２０２０によりますと、農事組合法人が１２経営体、株式会社が３経営体、法人化していない経営体が１３８経営体となります。

次に、５点目の、成功事例として報道機関でも紹介されている埼玉県上里町の法人などとの連携を図る考えはあるのかとのご質問についてですが、参考となるべき農業法人の取組や運営手法などについては、引き続き情報収集に努めるとともに、本町の農業環境に最適な手法などがございましたら、町内の農業経営体を交えて協議や検討を行いたいと考えております。さらに、効果的なモデルケース

などの情報につきましては、農事組合法人等への周知に努めるとともに、適切な誘導ができるよう心がけてまいります。

次に、６点目の、大型農業機械の効率的な運用のために、現在の農地の区画の拡大を図ることはできないかとのご質問についてですが、農地の区画の拡大には、畦畔除去による区画拡大や道路の整備拡幅、用排水路の整備など、地権者と担い手双方の意見を集約し、町の実情やニーズに合わせた取組が必要となります。

ただ、当町では、昭和３５年頃から土地改良事業を開始し、町内全域で完了していることから、道路の整備拡幅までは事業規模が大きく簡単には実施できませんが、農地中間管理事業を活用して、農地の集積・集約化を促進し、地域の農業を持続可能なものとする取組も行われており、町としても農業の生産性向上と担い手育成を引き続き支援してまいります。

最後に、７点目の３０代から４０代の若い世代の農業従事者に対し、町ができる支援策をどのように考えているかのご質問についてですが、令和７年度については、認定新規就農者が２名おり、新規就農者育成総合対策事業に係る経営開始資金の交付を行い、就農開始時の経営安定に向けた資金支援を行っております。また、町職員、佐波伊勢崎農業協同組合職員、群馬県職員、玉村町の農業経営士をメンバーとしたサポートチームを作成し、定期的に現地確認、営農相談を行っており、新規就農者の運営や技術支援も行っております。

引き続き、若い世代の農業従事者が安定した営農が行える環境づくりをはじめ、各関係機関とも連携して、新規就農者への資金や運営支援など、各種制度を活用した事業に取り組んでいきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君）　３番松本幸喜議員。

◇３番（松本幸喜君）　それでは、重層的支援体制整備事業についてなのですけれども、現在３６人で３６世帯というようなことなのですが、例えばひきこもり家庭等については、その方たちと会うことすら難しいというような事例もあるかと思うのですけれども、そういったところは現時点でどのような対応をされているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君）　お答えします。

ひきこもり状態にある人、または世帯に関しては、その接触がなかなか難しいというところで、そういった人、そういった世帯を把握しましたら、こちらからお手紙を出しています。こんな集まりがあるけれども、来てみないですかとか、そういったこともあるし、ただもう何でもない絵手紙で送っていたりとか、そういった手段を取って、何とか話し合えるような状況になるのを待っているような状態ですが、そういったことをしていって、中にはいつもお手紙をもらってありがとうございますと、このままの状態ではいけないと思うので、そろそろ何かしたいのだけれどもというようなお返事が返

ってきたというケースもありますので、そういったところはちょっとすぐにどうこうとできるものではないので、地道にお手紙を送ってお返事を待っている、そういった連絡の取り方をしております。

◇議長（石内國雄君）　３番松本幸喜議員。

◇３番（松本幸喜君）　私の地区でも大変お世話になっている方がいらっしゃるのですけれども、そのときの、結局、人と人との信頼関係というのですか、それを構築できるようにするために、随分ご苦労されて、もう何回も足を運んでいって声がけをして、やっと声をかけるとそれに反応してくれるようになった。または、ちょっとドアを開けて対面で少し話ができるようになったとか、そういうような方が結構、対応は非常に厳しいというのですか、コンタクトを取るのもなかなか難しいというような事例もたくさんあるかと思うのです。

この３名の担当者だけが行う事業ではなくて、それぞれの場面ごとに必要な各課の人たちが対応することになるのかなとは思うのですけれども、そういう中でもやはり安定した関係をつくっていくには、ある程度決まった人が月に１回でもいいですけれども、定期的に行く必要が出てきているのかなと思うのですけれども、そういう事例はございますでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君）　お答えします。

議員のおっしゃるとおり、相談支援というのは信頼関係をまず築いていかないとというところになるので、包括的な支援ということで、いろんな課、いろんな係の職員がおりますけれども、入れ替わり立ち替わり違う職員では全く支援は進みませんので、やはり信頼関係を築いていくというところになってくるかと思いますが、そういった事例といいますと、ちょっと具体的に思い浮かばなくて申し訳ないのですけれども、やはり最初は、まず一定の職員で信頼関係を築く、そこからこういう支援が必要だ、ああいう支援が必要だ、といったときに、ほかの分野の職員にももちろん加わってもらわなければいけないのですけれども、そうしたときに信頼関係がもう築けている職員と一緒に、まずは支援をしていって、途中から加わったその分野の職員とも信頼関係を築いていく、そういったやり方になってくるかなと思っております。

◇議長（石内國雄君）　３番松本幸喜議員。

◇３番（松本幸喜君）　また、重層的支援の関係でいえば、区長さんをはじめとする区の人、またはそういった支援が必要になっているご近所の方ですとか、そういったところとの協力関係というのも非常に必要になってくるかと思うのですけれども､その辺はどのような形になっているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君）　お答えします。

町長の答弁にもありましたように、民生委員さんですとか区長さんですとかというのは、やはり地

域のそういった窓口になっていただいてというところで、随時というかその都度というか、連絡をいただいて、ちょっと気になるおうちがあるのだけれどもとか、そういった情報を提供していただいているというような連携方法になります。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　３番松本幸喜議員。

◇３番（松本幸喜君）　そういった形で機能ができているのですか。例えば直接的に支援、行政でできる支援というのがそういった人たちに、例えばこういう補助金がもらえますよとか、例えばのコロナときなんかは、いろんな形で支援金が１人当たり幾らというような形で出たかと思うのですけれども、会えることによってそれは提供できるとは思うのですけれども、なかなか会えなかったり、または書類を書いて出すということ自体が非常に難しかったりというような事例もあると聞いているのですけれども、その辺はどういう対応が取られているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君）　お答えします。

こちらで把握している支援が必要となる人、例えば先ほども申し上げたように民生委員さんなり区長さんなりご近所の方なり、または家族からとか、どうしたらいいのだろうかというような形で情報をいただいている人については、そういった手続、給付金とかの手続についても、こちらから連絡を取ることはできると思うのですけれども、全くどこともつながっていない、本当は支援が必要なのだけれども、まだどこともつながっていない人に対して、例えばこういう給付金があります、こういう補助金がありますというのはなかなかこちら支援でできるというものでもなくて、例えば給付金についてもこちらから対象となる人に通知を出します。返ってきた人には支給するというような手続になるのですけれども、申請していない人の数というのは把握はできるし、誰が申請に来ていないというのも分かるのですけれども、ただその人がどういう理由で申請をしていないのか、もともとこちらも対象になる可能性がありますよという案内の仕方なので、もう自身で私は対象外だからというふうに申請しないのか、それとも通知を全く見ていなくて、全然気にしていない人なのか、それとも本当はこの給付金があれば助かるのだけれども、手続の仕方が分からないし、外に出て行くのも嫌だから申請しないという人なのか、そういったところも分からないので、こちらとしても手の出しようがないというか、そういう状況です。支援が必要としている人ということで把握している人であればご案内はできますし、お手伝いをすることはできます。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　３番松本幸喜議員。

◇３番（松本幸喜君）　最終的には本人が決定することなのかもしれないのですけれども、言い方が難しいのですけれども、本人ではなかなか判断し切れない部分というのも既にある。人との関わりを

極力減らしたいとか拒否している部分というのも持っている方たちというのも結構いると思いますので、足しげく通いながらその関係をこちらから構築していくような取組をしていかないと、人数はある程度掌握しているけれども、それ以上のことはできないで支援を切ってしまうと、取り残された関係になるのかなというふうに危惧されるわけです。なかなか３人という人数で全てをカバーすることは非常に難しいかと思うのですけれども、その辺りの支援体制というのですか、本当はある程度定期的に担当者が行って人間関係をつくっていくということが望まれる人たちもたくさんいると思いますので、その辺、この重層的支援体制整備事業の担当者だけでなくて、関わる種類によって、ほかの課の方たちにも出向いていって、その人はその人との関わりというところで構築する必要があるかと思うのですけれども、その辺の横の重層的支援に対する意識の違いというのですか、そういうものはある程度行って話合いの中で共有できている部分というのはあるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君）　お答えします。

重層的支援体制整備事業の担当部署というのが、答弁にもありましたとおり健康福祉課社会福祉係の３名です。重層的支援体制整備事業の担当部署というのは、では何をするところかというと、本来は支援者を支援する役割なのです。支援者支援という役割なのですけれども、現実は、支援困難ケースの担当部署になってしまっているというのが現状にあります。ただこれは重層事業を行っている自治体でも、どこの自治体の話を聞いても、そこが陥りやすい落とし穴になっていると、みんなそこで困っているというお話なのです。それというのは、やはりこの事業をスタートする前段階で、各分野の担当部局の役割の共通理解というのが不十分だったのかなというのが今反省点です。

また、やはり相談の内容が複雑なのです。とてもやはり八方塞がりになってもうどうにもなりませんというような状況で情報が入ってくるので、そうするとやはり複雑だし、緊急性もあるのですぐに対応しなければならないとなると､やはりそこで各分野の役割がまた不明確になってしまって､結局、その重層の担当部署が丸抱えして困難なケースを対応するというような状況になってきています。

ここは、やはり３年、４年たったところで、そういった課題がもう担当係としても、ちょっともうどうしようというような状況になってきています。そこで、今その体制をどう立て直していくかというのを、健康福祉課内でもいろいろ考えているところでもありますので、やはりそこで３人では足りないとかそういうことではなく、各分野の職員、みんな力のある職員がそろっていますので、そのスキルを十分に発揮できるような運営方法というのを、まさに今考えているところです。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　３番松本幸喜議員。

◇３番（松本幸喜君）　対応するといっても様々なケースがあって、非常に専門性の高い対応を求められてくると思うのです。そういう意味で、どうしても仕事というか、そういう対応が１部署に集中

してしまうということは、そういう傾向が強いというふうには思うのですけれども、やはりひきこもりを中心とする家族をいかに支えていくかというところでは、極めて重要な取組になるかと思いますので、あとは地域です。地域の意識というのを変えていく必要性はこれから出てくると思うのです。

特に、うちの地区なんかを見ていますと、高齢者世帯が非常に多くなってきて、自分の家の庭木ですとか周辺の草ですとか、そういうものも対応し切れなくなってきているような家庭もちらほら見受けられるようになってきています。ここ５年から１０年、そういった状況というのはもっと深刻になってくるのかなとは思っています。

ですから、そういう地域の中で相互扶助的な取組というのを少しでも広げていく必要があるかなと思うのです。そういったところに対するアプローチというのですか、何かされているところはありますか。

◇議長（石内國雄君）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君）　お答えします。

議員のおっしゃるとおり、まさに地域の力というのが必要になってきます。やはり行政だけではとても手が回らないというところで、そういった気にかけ合う地域づくりをしていかなければならないと思っておりまして、６月、７月あたりで、つながり支援員養成講座というものを３回、４回くらいの連続講座を開きまして、支援者になってくださいというそこまででではないのですけれども、そういった気にかけ合う地域をみんなでつくっていきましょうということで、つながり支援員という名前で講座を開きました。何か気にかけ合うような間柄をつくってもらって、何かあればそのつながり支援員から役場に連絡をとか、そういう相談をというような人たちを増やしていこうということで、そういった取組を今年度行いました。

◇議長（石内國雄君）　３番松本幸喜議員。

◇３番（松本幸喜君）　小さなところから現実的にできるところを、地区によってはそういう草刈り隊的なものを自分たちで組織をして、地区内の草ですとか道路の草だとか、そういうものをきれいにして通学路を確保したりというようなことで貢献している組織なんかもありますから、そういったところにアプローチしていっていただいて、それの輪を広げていくというようなことが、非常に玉村町自体はボランティア精神のあふれた地区だと思うのです。ぱるなんかについても１００団体を超えるような組織がありますので、それが全部何かしてくれるというわけではないですけれども、基礎としてそういう意識というのがある地域だということで、働きかけをできるところから、やっていっていただけるといいかなと思います。

それでは、今後の農業支援策について伺いたいと思います。令和の米騒動ということで非常に農業が注目されたわけなのですけれども、定年年齢が６５歳というのが大分定着をしてきて、さらに延長して働き続けるという方が大分増えてきていると思います。今までですと６０歳の定年になってその

まままだ十分体力的にも働けるということで、家業を継いで農業を行うというような方も多かったと思われます。就業年齢の平均を取ると６３歳くらいの時代というのは随分長かったのです。ところが、最近にきて平均年齢６９歳にまで上がっています。６９歳になってから農業をやれるかというと、数年くらいしかもたないわけです。そうなると、もうちょっと農業は続けられないというような形にならざるを得ないのかなというふうに危惧されるわけです。

同じ農業を行うといっても、若い世代の人たちにとって、農業規模をある程度確保できるような条件をつくっていかないと、農業を独立して行えといってもなかなか難しい。特にうちの芝根地区なんかを見ると、農地の管理がきちんとできていないと、ふだん使っている道路の管理もできなくなってくるのです。草だらけというような状態になってきます。生活の環境そのものが脅かされてくるというような状況に現在なってきています。

今、総数が１５３経営体で５９歳以下が３１経営体だというようなことなのですけれども、その残りの１５３経営体の人たちの年齢というのはどのくらいの年齢の方だか分かりますでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　経済産業課長。

〔経済産業課長　平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君）　お答えいたします。

年齢別で詳細申し上げますと、まずこちらは農林業センサスのデータになるのですが、まず２０代はゼロ、３０から３９歳が５経営体、それから４０から４９が９経営体、それから５０から５９が１７経営体、それから６０から６９が５５経営体で一番多い経営体となっております。その後、７０歳から７９歳が４７経営体、さらに８０歳以上というのが２０経営体、以上のような詳細になります。

◇議長（石内國雄君）　３番松本幸喜議員。

◇３番（松本幸喜君）　１経営体の耕作規模、大きさというのはどのくらいだか分かっているでしょうか、把握できているでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　経済産業課長。

〔経済産業課長　平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君）　お答えいたします。

こちらの経営体につきましては、個人、それから各団体、団体と申しますと農事組合法人、それから株式会社、その内訳になっております。それぞれの経営体が何人というところまでは把握していないのですが、１５３経営体の中、実際にその中で携わっている人数としましては、実人数４６５人となっております。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　３番松本幸喜議員。

◇３番（松本幸喜君）　耕作面積は平均してどのくらいでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　経済産業課長。

〔経済産業課長　平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君）　お答えいたします。

各経営体の耕作面積の平均値というのは、こちらで把握はしていないのですけれども、全体の耕作面積としますと約８０８ヘクタールになるかと思います。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　３番松本幸喜議員。

◇３番（松本幸喜君）　８０８ヘクタールを１５３経営体でというようなことで考えていくと、単純計算ですけれども、６ヘクタールくらいというような形になるのかなと思うのですけれども、大体上里町で年収１，０００万円を目指そうというような形で若い町議さんがいて、既にそういった経営をやっているのですけれども、大体単位としては３０ヘクタールを行っているというふうに伺っています。

また、同じ農地を集積するというのでも、ばらばらに町内にあるというのではなくて、なるべく１つの範囲の中に移動少なくできるような形で一緒に借受けができるようにまとめてみたり、また１つの耕作地、大型のトラクターだとかそういう耕作がしやすいように、１つの区画を今大体４反歩くらいですか、４０アールくらいで１区画になっているかと思うのですけれども、それを１０倍くらいの規模で取得確認するとか、そういうような取組をしているようなのですけれども、そういった方向性というのはどうなのでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　経済産業課長。

〔経済産業課長　平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君）　お答えいたします。

本年度の国の概算予算要望の中の大きな指針として、圃場の大区画化の支援というのが一つ盛り込まれております。こちらの国が示す目安面積としましては、大体１ヘクタール、１つの圃場当たり１ヘクタールということで大区画化することによりまして、生産コストの削減というのを国では目指すという、そういった方針が出ております。

生産のコストにつきましても、約４割の削減ということで、１ヘクタールの大区画化の圃場であれば、機械等は、例えばトラクターですと１００馬力が必要になってきたりとか、新たな機械投資は必要になってくるとは思うのですが、全体的な経費で見ると、作業の効率化、省力化、そういったことを踏まえますと、大体４割の削減ができるであろうということで、今国でも進めております。

町でも現在農地の、先ほど議員さんがおっしゃられたとおり、農地の集約・集積化も順次進めております。町では７５．１％の集積率となっておりまして、群馬県の平均値がたしか５２～３％だと思いますけれども、県内でもかなり上位で、集積のほうは進んでいる状況になりますので、集積と、あとはその後に区画を大きくする、これをどこまで大きくするかというところもあるのですが、そういった今後セットにした事業によりまして、作業の効率化が図られるのかなと考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　３番松本幸喜議員。

◇３番（松本幸喜君）　全部が全部ではないとは思うのですけれども、私がちょっと関わっているところなんかの様子見ますと、公社という形で農地を借り受けます。借り受けたものを個々の農家に分配というか、担当決めをしていくのです。耕作はというと、個々の農家になるわけです。だから、スケールメリットというのがほとんどない。協力関係というのができればいいのですけれども、自分のところの畑ですとかそういった工作もやっているものなので、借り受けたところというのが片手間でやるような､そういう場所になっているところというのがあるのではないかなと思うのですけれども、要するに経営全体を考えて、効率的に幾つかのというか、その事業体に参加している人たちが、担当部署ではなくて全体を自分たちの担当と考えて経営をしていくというような、そういう感覚でないところが多いような気がするのですけれども、その辺はどのように考えているでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　経済産業課長。

〔経済産業課長　平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君）　お答えいたします。

おっしゃられたとおり、それぞれ各経営体が農事組合法人であったりとか、協業すべき団体化してきておりますが、実際、その業務内容としますと、耕作するのは農事組合法人という１組織でやるのですが、その中身、実際の作業分担につきましてはそれぞれがそれぞれの圃場で行うという、個人でやっているときとさほど変わらないという、そういった状況で行われているのが結構見られる状況かなと思います。

本来、その協業、農事組合法人等で組織化することによっては、省力化、効率化というところが前提にありますから、まずはいわゆる担当配分、例えば機械のオペレーションとか得意な方がそれを専門でやって、それからそういった肥料等の技術的な知識がある方に肥料担当であったりとか、もちろんその中で生産に対するお金も入ってきますから、そういったのをいわゆる経理担当というそういった係を担当ごとに分けて生産性を高めるというのが、一番効率的なやり方かなと考えております。ただ、現状からすると、各圃場で草刈り、生産、そういうところは全てやっているというのが現状かと思います。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　３番松本幸喜議員。

◇３番（松本幸喜君）　うちの地区といいますか、小泉地区だけに限って言うと、あそこはほかの地区の減反のものを全部引き受けるという形で、米作はほとんどしていないのです。麦と大豆をずっとここ２０年以上作っているわけなのですけれども、今回、農林水産省の方針が変わって、水田なのだから田んぼに１年に１回ですか、水を入れるというようなことになって、大豆は非常に水を好まないということで大豆も作れないというような形に現状としてなっています。

ＷＣＳですか、こういったようなところで作物の転換をしていく、工夫をしていく、少なくとも草ぼうぼうの場所にしておくよりはずっといいと思いますので、ＷＣＳ用の稲ですとか、そういったようなものを作っていただくような指導はできるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　経済産業課長。

〔経済産業課長　平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君）　お答えいたします。

ＷＣＳであったりとか飼料用作物につきましては、いわゆる戦略作物と呼ばれるものにございまして、これを作付するに当たりまして、交付金が国から直接農家に入る、そういう制度になっております。ですから、主食用米より交付金のほうが率がいい場合については、そちらの飼料用米それからＷＣＳ等の戦略作物を作付する方もいらっしゃいます。

ただ、今年度の状況を見ますと、やはり米価の１俵当たりの金額がかなり高くなってきている、農家さんから言わせてみると、それくらいがちょうどいい額だという話はいただいているのですが、そういった価格が上がってきていることによりまして、戦略作物から主食用米にシフトする方が、今年度につきましては物すごく増えている状況であります。

ただ､戦略作物のほうに誘導するに当たりまして､それに伴う交付金制度は現在もございますので、そういったものを活用したいという農家の方は、そちらの作物を作付する形になるかと思います。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　３番松本幸喜議員。

◇３番（松本幸喜君）　例えば機械バンクというような取組がされているわけなのですけれども、こういったところをもう少し充実をしていただいて、個人で持つにはちょっと高額になるアタッチメント、こういったところをいろいろな形で利用して耕作できるような条件を整えていくというようなことも後押しになるのではないかなと考えます。

作付の種類ですとか、あとは今乾地農法ですとか、新しい農業の方法というのも随分盛んに言われるようになってきています。その収入面での問題ですとか耕作技術の問題ですとか、そういったものもいろいろあるかと思いますので、現在、プロの農家として行っている人たちが、そういった新しい技術に触れ合える、または新しい経営体の会社形式なりの経営方式に触れるというか、学ぶ場、こういったものは、研修制度的なものは現在のところではあるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　経済産業課長。

〔経済産業課長　平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君）　お答えいたします。

農業を作付する、生産するに当たっての技術的なサポートとしまして、農業経営士を踏まえたサポートチームが現在ございます。ただ、こちらにつきましては、栽培に当たりましてどういった肥料をまけばいいか、収穫に当たってはどういう形でやればいいかとかいう農家の技術的な支援でございま

して、各経営体への運営についての指導機関はございません。

また、今までもこういった新たな農業経営体の構築、いわゆる組織内をどうしていくかというところのサポートチームもございませんので、今後はそういったところに触れる機会、さらにそういった情報についても各経営体のほうに情報周知をしつつ、もしうちではこういう取組をしたいというご希望があったら仲介してそういった団体に紹介できるような、そういったシステムの構築も必要かなと考えております。

◇議長（石内國雄君）　３番松本幸喜議員。

◇３番（松本幸喜君）　なかなかどういう経営をして今の会社形式に至ったかみたいな、そういう経過まで取り組んでいるところというのはなかなかないと思うのです。そういう初めて農業をやる人に対して、農業に興味を持ってもらいたいというような形での研修はあるかと思うのですけれども、現在もプロとして行っている農家さんたちがより経営を安定化させ拡大させられるような取組を研修しに行くという、実際に今行っている農家のところを見学でもいいと思うのです。または、そういった農家の方からどういう経緯でここまで来たのかというようなところを見せていただく、そういうような学ぶ場と言ったらいいかと思うのですけれども、経営を学ぶ場をぜひつくっていただけると、また違った展開、どちらにしても主体的に農家の皆さんが自分自身でやっていこうというそういうものが絶対的に必要ですから、全部手取り足取り行政任せというわけにはいかないと思います。行政ができることというのは、そういう場を確保してあげるということであると思いますので、そういった取組を今後していっていただけるとありがたいと思います。

地域の農業自体が立ち行かなくなると、今、私の家の周りはそうなのですけれども、すごいことになっていますので、ぜひ一度それを見に来ていただいて、何とか地域の生活を守るためにも、農業をもうちょっと守り立てていかなくてはいけないというような意識を持っていただけるとありがたいなと思います。

以上で私の質問を終わりにします。

◇議長（石内國雄君）　以上で本日の一般質問を終了いたします。

◇

○散　　会

◇議長（石内國雄君）　以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後３時５９分散会